

社会科学研究所

第31回 社会科学研究所公開講演会

総合テーマ

いま裁判員裁判を考える

講演者1 一橋大学
「裁判員裁判とはどのようなものか—その意義と問題点」…………… 本庄 武

講演者2 山本・波床法律事務所
「裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか—裁判官の立場から」…… 波床 昌則

講演者3 桜丘法律事務所
「裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか—弁護士の立場から」…… 神山 啓史

講演者4 横浜市立大学
「法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点」…………… 南部 さおり

質疑応答
＜司会＞ 中空 壽雅（明治大学 法学部教授）

2013年度

明治大学社会科学研究所

第31回
社会科学研究所公開講演会
「いま裁判員裁判を考える」

2013年11月30日(土) 13:00～16:40
明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階 グローバルホール

【所長挨拶】 山田 道郎(明治大学社会科学研究所所長・法学部教授)

講演者1 本庄 武(一橋大学)
「裁判員裁判とはどのようなものか—その意義と問題点」…………… 5

講演者2 波床 昌則(山本・波床法律事務所)
「裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか—裁判官の立場から」…………… 19

講演者3 神山 啓史(桜丘法律事務所)
「裁判員裁判によって刑事裁判はどのようにかわったか—弁護士の立場から」…………… 31

講演者4 南部 さおり(横浜市立大学)
「法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点」…………… 43

質疑応答

【司会】 中空 壽雅(明治大学 法学部教授) …………… 63

第31回 社会科学研究所公開講演会

「いま裁判員裁判を考える」

進行：小野寺幸子（研究知財事務長） 定刻となりましたので、これより第31回明治大学社会科学研究所公開講演会を始めさせていただきます。

本日は、当研究所の講演会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

私は、研究知財事務室の小野寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この講演会も今回で31回目となりますが、本日またこのように講演会を開催することができますのも、毎年多くの方々に足を運んでいただき、ご参加いただいているお蔭と心より感謝いたしております。

本日は、お手元の梗概にもございますように、「いま裁判員裁判を考える」をテーマに4名の先生方にご講演いただくことになっておりますが、開会に先立ちまして、私のほうから、2点お願いとご案内がございます。まず1点目は、アンケートのご協力のお願いでございます。受付でお渡ししてあります資料の中に水色のアンケート用紙が入っておりますので、ご退出の際に恐れ入れますが出口にあります回収ボックスへ入れていただければと存じます。今後の講演会をより充実したものにするためにご参考にさせていただきます。アンケートに記載されました個人情報につきましては、来年度の講演会等の招待状の発送のみに使用させていただきますので、予めご了承ください。

2点目は、質問用紙の回収についてです。お手元の資料の中に、「第31回社研公開講演会質問用紙」が2枚入っているかと思えます。ご質問に関しましては、そちらの用紙にご記入ください。前半お2方の講師の講演終了後に、休憩を設ける予定ですので、その際に「質問用紙1」を出口付近の職員にお渡し願います。後半のお2方の講演終了後、もう1枚の「質問用紙2」を回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、トイレは、このホールを出ていただきまして、左右どちらでも結構ですので、この円形の壁沿いに進んでいただければございます。場所としましては、正面のスクリーンの真裏あたりになります。喫煙所、自動販売機につきましては、この建物内でございますので、係の者のご案内させていただきます。どうぞお気軽にお声かけをいただければと思います。また、会場の構造上内側のお席の方が出にくい構造になっておりますので、出入りの際はご協力をいただければと思います。

では、講演に先立ちまして、明治大学社会科学研究所所長の法学部・山田道郎教授からご挨拶をいただきます。山田先生、よろしくお願いいたします。

【所長挨拶】 山田 道郎（明治大学社会科学研究所所長・法学部教授）

皆さん、こんにちは。本日は、たくさんの皆様方にお集まりいただき、どうもありがとうございます。ただいまご紹介いただきました明治大学社会科学研究所所長の山田でございます。所属は法学部で刑事訴訟法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

講演に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まず明治大学社会科学研究所、略して「社研」と呼んでおりますけれども、この社研について簡単にご紹介をしまして、それで本日の講演会のお話をさせていただきたいと思っております。

社研は、いまから半世紀以上前の昭和 34（1959）年に設立されまして、明治大学に所属する社会科学分野の研究者で構成されております。現在所員は 300 名を超えております。事業内容といたしましては、各種研究助成、講演会・シンポジウムの開催、紀要・年報・叢書の刊行などです。要するに、所員の研究のお手伝いをするのが社研の仕事でございます。本日開催する公開講演会もその事業の一環でございます。特に隔年に開催される公開講演会とシンポジウムは、大学における研究の社会還元といった意味合いを持っております。

ところで、平成 21（2009）年 5 月から実施されてきている裁判員制度も、現時点で実施から 4 年半経過いたしました。裁判員法の附則によれば、制度実施から 3 年経過した後に見直しを検討することになっております。この規定に基づいて設置された「裁判員制度に関する検討会」が今年 6 月に最終報告書をまとめましたけれども、そこではすでにマスコミ等で報じられているとおり、大幅な見直しは必要ないという結論に至ったようでございます。

そこでわが社研では、裁判員制度に造詣の深い先生方に集まっていただき、現在までの制度の実施状況を踏まえて、理論及び実務の観点から、本当に見直しは必要なのか、といった問題点が残されているのか、といったことを中心にご講演いただくことにしました。ご講演の内容については、パンフレットに書かれました梗概をご参照いただきたいと思います。

以上で私の挨拶を終わりますが、皆さんにとって、この公開講演会が裁判員制度を考え、また裁判員裁判に積極的に参加するためのきっかけとなることを願っております。どうもありがとうございました。（拍手）

進行 山田先生、ありがとうございました。

それでは、これより「第 31 回明治大学社会科学研究所公開講演会」を開催いたします。本日司会を務めますのは、本学法学部の中空壽雅教授です。中空先生は、社会科学研究所の運営委員として、また今回の講演会準備委員会委員長としてご尽力されました。それでは、ここからは中空先生にマイクをお渡ししたいと思います。中空先生、よろしく願いいたします。

司会：中空 壽雅（明治大学法学部教授） 本日の司会を務めます中空でございます。先ほど紹介にありましたように刑法を担当しております。なにぶん人の前で話すのが苦手なものですから、すでに上がっておりますので、不手際が多々あるかも知れませんがお許しい

ただければと存じます。

今日のこの講演会は少し欲張った形で企画をしました。まず最初に、裁判員裁判のシステムそれ自体について法学者の立場から分析をしていただき、その後に裁判員裁判の導入によって刑事裁判が実際にどのようにかわったのか。それはよかったのか、悪かったのか。あるいはどういう点がなお検討すべき点として残されているのかという点を、裁判官の立場、そして弁護人の立場からそれぞれお話をいただくという順番になっております。一番最後に、今度は裁判員として裁判員裁判に参加する国民にどのような精神的な負担が存在し得るのかということについて、法医学の立場からお話いただくという形で、多方面から裁判員裁判に迫ってみたいというのが、本日の企画でございます。その分若干時間が長くなりますけれども、最後までお付き合いいただければと思います。

それでは早速、本題の報告に入ってまいりたいと思います。第1の講演者の本庄先生をご紹介しますので、本庄先生どうぞ。

本庄武先生をご紹介します。本庄先生は、1996年に一橋大学法学部を卒業され、その後同大学院に進学され、2002年に一橋大学法学研究科専任講師になられ、2007年から現在の准教授を務めておられます。本庄先生は刑事法全般について研究されておりまして、主な著作としましては『年報・死刑廃止 2012』「少年事件と死刑」、あるいは『死刑と向きあう裁判のために』等々たくさんの著作がございます。裁判員裁判についてもいろいろなところですでにシンポジウム等に参加されておりますし、昨今可決されました「危険運転致傷罪」等についてもいろいろと研究されている先生でございます。

それでは本庄先生、よろしく申し上げます。

【講演1】

裁判員裁判とはどのようなものか — その意義と問題点

本庄 武（一橋大学）

一橋大学の本庄と申します。よろしくお願ひいたします。本日、私からは「裁判員裁判とはどのようなものか — その意義と問題点」と題して、お話をさせていただきます。このあとお話をされる3人の先生方は、それぞれフィールドをお持ちで経験豊かな方ですが、私の場合は、大学で理屈を考えているだけで、特に経験を持ち合わせているわけではありません。そのため、私に与えられた役割というのは、裁判員裁判についての理論的分析だろうと心得ています。裁判員裁判については、裁判所の方から非常に詳細な統計資料が公表されていますので、そこから見えてくるものを、私なりに分析をし、皆さま方に、現段階での裁判員裁判の意義と問題点は何かということについてお話ししたいと思います。

■ 裁判員制度の概要

まず最初に「裁判員制度の概要」についてですが、すでに多くの方は詳しいかと思いますが、本日のお話に関係するところはごく一部ですので、ごく簡単に確認したいと思います。

基本的に重要なところとしては、裁判員は6人です。多数の人数であるということです。裁判への参加制度を考えるとときには、国民の側の影響力がどのくらい強くなるかがポイントです。

それには、素人の人数の多寡が関わっており、6名というのは少なくないわけです。陪審制に比べると少ないですけれども、それでもある程度の数ということで、裁判員が一定の影響力を発揮し得る制度設計になっているということです。

それから裁判員の役割ですが、裁判官とともに有罪か無罪かを決めるという事実認定、それから量刑判断を行う。しかも、それについて両者対等の立場で行うのだという点が重要なことかと思ひます。

■ 裁判員制度の目的

・裁判員法1条（趣旨）

それでは「裁判員制度の目的」は何なのかということを考えてみたいと思ひます。これ

裁判員制度の概要

- ☒ 20歳以上の選挙権者から無作為抽出、1回限りの担当
- ☒ 一定の欠格事由・辞退事由・就業禁止事由
- ☒ 対象事件は、①死刑又は無期に当たる罪、②故意の犯罪行為により人を死にさせた事件
- ☒ 被告人に選択権なし
- ☒ 原則、裁判員6名・裁判官3名の裁判体
- ☒ 裁判官と裁判員が有罪・無罪の事実認定及び量刑について、対等な立場で評議・参審制
- ☒ 評議の内容について裁判員は終生守秘義務を負う
- ☒ 評決は単純多数決だが、裁判官・裁判員の双方が賛成していることが必要
- ☒ 裁判員裁判の判決にも控訴可能。控訴審は従来通り、裁判官3名のみで審理

については裁判員法1条に書かれていることが手がかりになります。そこでは、「司法に対する国民の理解増進と信頼の向上に資する」のだと言われているわけです。ただし、1条は必ずしも法の目的を述べているわけではありません。1条のタイトルは「趣旨」となっておりまして、裁判員制度が国民の理解を増進するのだという事実認識を、この部分では述べているにとどまります。もちろんこれが

「目的」だと理解することもできます。直接に裁判員制度はこういった国民の理解を増進させるのだ、信頼を向上させるのだ、これを目的としているのだと理解することも可能です。しかし、そうではなくて、ほかの目的を達成することによって、結果として副次的に国民の理解の増進等を達成されるのだと理解することも可能であります。

・司法制度改革審議会意見書（2001年7月）

この法律の制度の目的を理解するうえでもう1つ重要なのが、司法制度改革審議会意見書（2001年7月）です。これは裁判員制度をつくるもとになった政府の審議会の意見書であります。そこでは、国民が「統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却」しなければいけないのだということを言っているわけです。要するに、この審議会の意見書では、裁判員制度というのは主体的な市民参加の必要性ということから導かれているということです。それが目的であり、結果として司法への理解が増進するのだと。そういった関係に、この意見書のかぎりではなっているのだらうと思います。

ただし、意見書においてもさらに問題になるのが、なぜ国民が主体的に裁判に参加しなければいけないのかということです。それについては、なお理解が分かれるところです。1つの理解というのは、民主主義国家においては、司法という場においても民主的な運営が必要だ、民主化それ自体が意義があるのだ、という理解です。もう1つの理解としては、司法というものをよりよくするために市民参加という制度が手段として有用だ、そのために導入するのだ、と理解することもできるように思います。

そういう点を踏まえて、裁判所、日本弁護士連合会、それぞれのホームページに掲載されている裁判員制度についての説明から、裁判所とか弁護士会は何を考えているかということを見てみたいと思います。

・裁判所の見解

裁判所の見解というのは、これまでの裁判

裁判員制度の目的

裁判員法1条（趣旨）

国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する

司法制度改革審議会意見書（2001年7月）

国民がこれまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却する必要性。国民が司法運営に関与することになれば、司法に対する国民の理解が進み、司法や裁判が国民に分かりやすくなる結果、司法の国民的基盤はより強固になる

裁判員制度の目的

裁判所の見解

これまでの丁寧で慎重な裁判と詳しい判決は高く評価されてきた。しかし、国民に理解しにくい面があり、また一部審理が長期間に及ぶ事件があったため、近寄りづらい印象を与えてきた。より国民に理解しやすい裁判を実現するための制度

日本弁護士連合会の見解

市民の自由や権利が不当に奪われることを防止するため、市民が常識に照らして、疑問の余地はないと確信して初めて有罪とする仕組みが必要。国民主権を実質化し、司法の国民的基盤を確立するためにも必要不可欠。それにより司法に対する理解が深まり、信頼が高まることが期待される。

は高く評価されてきた。しかし、国民に理解しにくい面があり、また一部審理が長期間に及ぶ事件があったということで、近寄りがたい印象を与えた。だから「より国民に理解しやすい裁判を実現する」というのが、この裁判員制度なんです、というものです。この理解というのは、先ほどの法の趣旨について、裁判員法が1条で述べていることが直接目的なんだという理解につながってくるかと思います。そして、この裁判所の理解によれば、従来の刑事裁判と新しい裁判員裁判とは、なるべく連続性を保ったほうがいいということになるかと思います。

・日本弁護士連合会の見解

それに対して弁護士会の理解はちょっと違っておまして、この制度は「市民の自由や権利が不当に奪われることを防止」するために存在するのだと。市民が疑問の余地がないと確信して、はじめて有罪にできる。そういう仕組みをつくることによって権利や自由を守る。そういうことを言っているわけです。それとともに国民主権を実質化するということをおまして、弁護士会の見解によれば、理解の増進とか信頼の向上といったものは、あくまで結果にすぎないということになるかかと思えます。

この弁護士会の見解に従えば、刑事裁判の改革がまずもって重要なことでありまして、そのために裁判員制度はつくられたのだということになるかかと思えます。

このように、法を運用する人たちの間で制度の理解は微妙に違っていているというのが、この制度の理解が難しくなってくるころの理由かなと思えます。

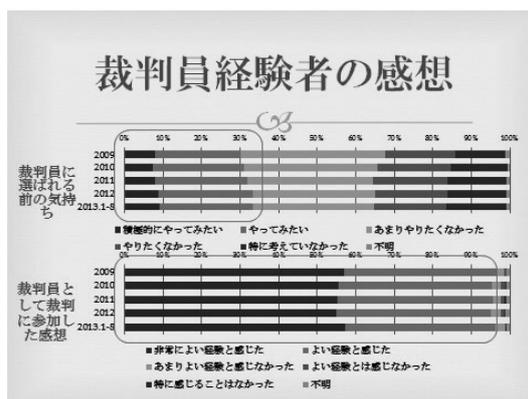
■ 裁判員経験者の感想

ここから裁判所から出されているデータを見ながら考えていきたいと思います。

結論的には、いろいろなデータからうかがえることとして、裁判員裁判は順調に滑り出しておりまして、ひとまずのところ成功していると評価できると思えます。

先ほど山田先生からもありましたように、制度の見直しというのは非常に最低限にとどまっています。ごくごく一部の見直ししかしなくてもいいと。これだけの大改革の割にはほとんど見直さなくてもいいような、ほぼ完璧な制度であるというふうに、いまのところおおかたの人から理解されているということです。その端的な証拠として、裁判員を経験した人の感想があります。

選任前は、裁判員を「やってみたい」と言っていた人は3割ちょっとしかないわけです。「やりたくない」人は5割を超えているわけです。しかし、実際に経験してみると非常に好



評でありまして、実に95%の方が、「よい経験」だったと評価をしている。このように裁判員を経験した一般の方が制度を高く評価しているというのは、まずもって裁判員制度がうまくいっていることの証拠になるわけですが、ただし、この思いが国民全体、裁判員になったことがない人にまで共有されているかどうかということについては、なお問題があるかなと思います。

もう少し裁判員経験者の感想を見ますと、審理の内容については60～70%の人が「理解しやすい」と回答しています。これはひとえに法を運用する法律専門家、実務家の皆さんが一致してこの制度を成功させようと頑張ってきたことの賜物だろうと理解をします。

特に裁判官の方についての評価は驚異的に高く、「わかりやすい」が9割ぐらいということになっています。

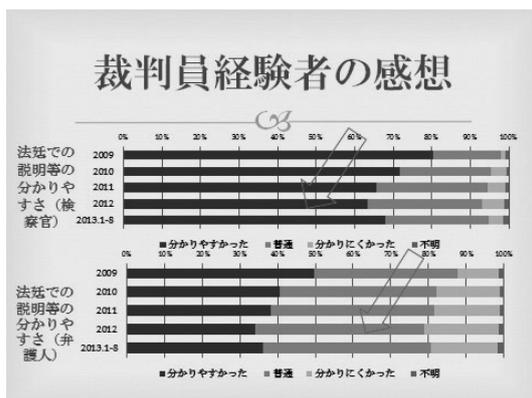
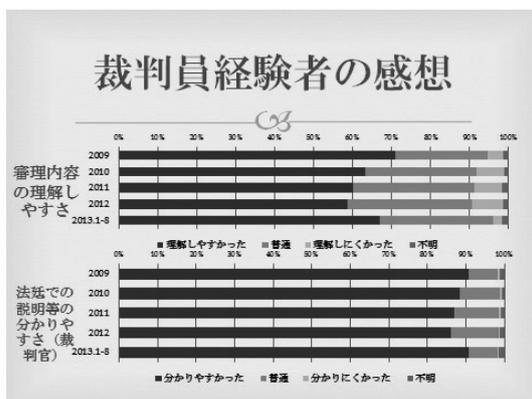
検察官についても好評である。

弁護人については評価がやや落ちてしまうわけですが、この辺りは、構造的に弁護人は不利な立場にあるので、その点は割り引いて考えなければいけないかと思います。

ただ、ちょっと気になるのは、検察官、弁護人の説明のわかりやすさについては、年を追うごとに徐々に「わかりにくい」という評価が増えているというところです。ただし、今年の前半は改善の兆しがあります。惰性に流されるようになったということで、テコ入れがされたということかもしれませんので、見守る必要があるかと思えます。

それから、評議の場面で見ますと、ここでも話しやすい雰囲気がつくられているということがわかります。実に80%前後の人が「十分に議論できた」と言っているわけです。ただし、ここでもちょっと評価が低下しているというか、話しやすいと言っている人が減る傾向が見受けられるように思います。

興味深いのは、にもかかわらず、議論が充実していたかということの評価は、あまりかわっていないわけです。つまり、法廷のやりとりの理解のしやすさとか、評議における話しやすさが多少減少しても、しかし充実した議論ができるというふうに、裁判員の皆さん



は考えているということなわけです。

このことは法律実務家の方が、この制度を一生懸命成功させようとして頑張っておられるということだけではなくて、裁判員を務める側の皆さんにも、この制度が成功している要因があるということをおぼろげに察するのではないかと考えています。すなわち、裁判員として、この制度のもと誠実に役割を果たそうとされている方が選ばれているのではないかと仮説として考えることができるわけです。

■ 裁判員選任手続

どうしてそういうふうに考えるかという、裁判員選任手続の過程を見ますと、当初、裁判員候補者に選ばれても半分以上の人が辞退を認められているわけです。事前の辞退というのが上昇する傾向にあるということが認められます。ということは、裏返せば、この段階で事前に辞退を申し出ない人には、誠実に職務を行おうと考えている方が多いのではないかと推察します。

だからといって、積極的に喜んで裁判員になりたいと思っていると限らず、いやいやかもしれませんが、しかし選ばれた以上は責任をもって職務を果たそうと思われている方が裁判員に選ばれているのではないかと考えています。ですから、勤勉な方が裁判員に選ばれる可能性が高くなっているというところでもあります。

選任手続に出席する方は非常に多いわけです。これは諸外国に比べても非常に高いわけです。辞退が認められない以上は、仕事を休んででも行こうという方が8割になっているということです。

■ 公判

それから公判審理ですが、審理期間が徐々に長くなっているということがデータから見てとることができます。何で長くなっているかという、評議の時間が伸びているわけですね。法廷でのやりとりではなくて、それを聞いたあとに行う話し合いの時間が伸びているということです。これが議論を充実させることにつながっているわけですが、裏返

裁判員選任手続

- 裁判員候補者名簿に記載されるのは、年間約30万人うち12~13万人が裁判員候補者として選定される
- 選定された裁判員候補者の53~62%について辞退が承認されている
- 選任手続期日前の辞退承認率は年々上昇傾向にある
2009年48.8%→2012年57.7%
- 選任手続への出席率は高い：平均79.1%
- 選任される裁判員・補充裁判員は年間1万2000人弱
裁判員の年齢構成・職業構成・性別に偏りなし

公判

- 実審理期間の長期化
自白事件：2009年3.5日→2012年4.7日
否認事件：2009年4.7日→2012年9.9日
- 平均開廷時間
自白事件：2009年482.5分→2012年434.9分
否認事件：2009年701.3分→2012年918.2分
- 平均評議時間
自白事件：2009年374.5分→2012年446.3分
否認事件：2009年477.3分→2012年772.4分

せば、選ばれた裁判員の方は結構長い間評議の時間をとって、そこで議論してくださいと言っても、我慢して一生懸命議論してくれるんですね。そういう人たちだというふうにかかってきたからこそ、だんだん長い時間議論するようなスケジュールを組むようになってきたと思います。

■ 有罪・無罪の事実認定

その次ですが、議論のアウトプットであります判決はどうかということ、判決にどういった変化が生じているかということを見てみたいと思います。

まず有罪か無罪かの判断です。事実認定の判断です。刑事裁判においては、有罪判決を下すためには、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則があると言われていまして、要するに有罪のハードルは非常に高いと理論的には言われているわけです。

ところが、伝統的に日本では無罪率が驚異的に低いという現象がありました。どうしてそうなるかということの要因の1つとして、職業裁判官の皆さんが特に捜査の段階でつくられた書面を熟読して裁判を行う。法廷でのやりとりではなくて、捜査段階でつくられた調書を見て判断をするということが、有罪率の高さ、無罪率の低さにつながっているのではないかと、従来から指摘されてきたところであります。捜査段階でもっともらしくつくられた書面を頼りにして裁判をしていると、希に含まれているかもしれない本当に犯罪をしてない無実の人を発見することが難しくなってしまうという問題を、日本の裁判は抱えているのではないかと。これは弁護士の方を中心はずっと指摘されてきたことです。裁判員裁判になれば、そういったことがなくて、法廷でのやりとりで有罪か無罪かを決めるという本来の裁判のあり方にかわるはずだと期待されたわけです。

しかし、ふたを開けてみると、無罪率というのは、裁判員裁判と裁判官裁判とはかわらないということになっています。この原因の1つとしては、検察官が起訴するときの基準を、裁判員裁判においてより厳格にしている可能性があります。従来よりも一層確実に有罪が取れる事件だけを選んで裁判員裁判対象事件として起訴しているとすれば、無罪率が低くなるのはある意味必然ですので、数値だけで一概に評価することはできません。

実際に個別の事案を見てみると、これは裁判員裁判だからこそ無罪になったのではないかとされる事件が幾つかあるわけです。そういった事件の1つについて、最高裁判所が昨年2月に出した判決において、裁判員が一審の段階で判断したことというのは、そこに論理則や経験則などに照らして不合理と言えることがなければ、それは尊重しなければい

有罪・無罪の事実認定

- 無罪率：裁判員裁判0.5%、裁判官裁判0.6%
- 控訴審での事実認定に基づく原判決破棄：裁判員裁判0.5%、裁判官裁判2.6%
- 最高裁H24・2・13判決
控訴審における事実認定の審査は、第1審の判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行う
- 最高裁H25・10・21決定
覚せい剤密輸事件で無罪を言い渡した第1審判決は、この種の事案で適用されるべき経験則等の内容を誤認したか、あるいは抽象的な可能性のみを理由として経験則等に基づく合理的な推論を否定した

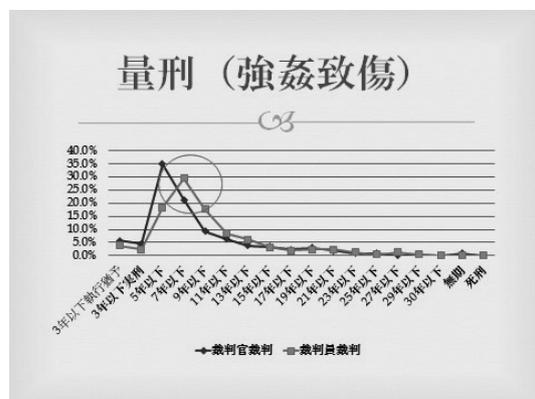
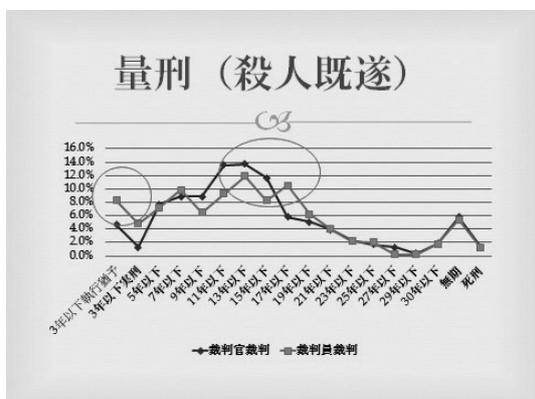
けない、裁判員の判断を尊重しなければいけないという判決を出しています。

事実認定というのは本来、法律専門知識を必要としない判断であると。いろいろな証拠から、この人が本当に犯罪をやったかどうかを推認する。日常生活でも行われている推論と同じことをやっているだけだということなので、それを豊かな生活経験をもつ裁判員の人たちが集まって裁判官とともに議論すれば、よりよい結論が出るはずだと期待されているところではあるわけです。そういう意味では、この判決のいうように、裁判員裁判での事実認定を尊重するという方向性は1つ考えられるところでもあります。

ところが、先月、最高裁判所で別の事件についての決定というのが出ました。この決定の意義付けはまだきちんと定まってないと思いますけれども、裁判員裁判で適用された経験則について、それは間違いだと。あるいは抽象的な経験則にすぎないのだと。合理的な推論ではないのだという形で、裁判員裁判で下された無罪裁判が間違っているという判断を最高裁判所はしています。

この決定が、裁判員が豊かな市民感覚を活用して導いた事実認定を否定するという意味合いを、もしもつのであれば、これは裁判員裁判の独自の事実認定を否定して、従来との連続線上で事実認定を行っていくという方向性を打ち出したものかもしれません。この点の評価は難しいですが、そういう可能性があると思います。

■ 量刑



量刑判断のほうに移りますけれども、例えば殺人既遂罪については、裁判員裁判の判決は裁判官裁判よりもより重いほうに振れているというのが、統計的に見てとれます。他方で、より軽いほうにも振れていて、殺人既遂ですね。人が殺されているにもかかわらず執行猶予を付けるのが増えている。軽いほうにも、重いほうにも、判決が従来の裁判官裁判からずれていると見てとれます。

それから性犯罪ですね。強姦致傷については、重いほうにぶれているというふうに、統計的には見る事ができるわけです。

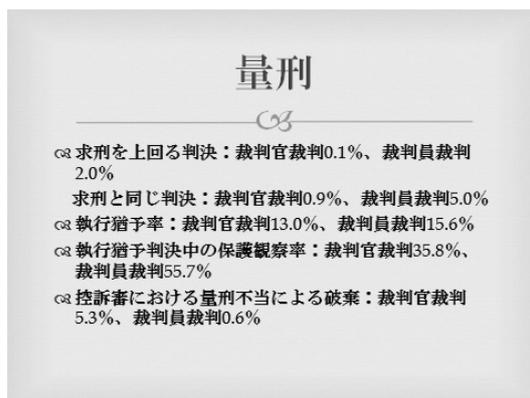
この2つのデータに見られるように、量刑は確かに従来の裁判官裁判のものよりもばら

つく傾向があるわけですが、しかし、そのばらつきはさほど大きくないと評価できると思います。

裁判員が何の手がかりもなく直感的に量刑をやっているならば、もっとばらばらな量刑が出てくるはずですが、そうはなっていないということです。なぜかという、先例を使ったデータベースを裁判所で整理して、それを手がかりにして量刑判断が行われているからであるというふうに推測することができます。あとは幾つか裁判員裁判の量刑の特色があります。求刑を上回る判決が出るということが従来よりも多くなっているとか、執行猶予を判決するときに保護観察を付ける場合が増えているとか、そういう傾向があったりします。そういった裁判員裁判の量刑判断は、従来の裁判官裁判の場合よりも、控訴審でひっくり返されることが少なくなっている。

このように量刑においては一定程度裁判員の主体的な判断は尊重されているように見えます。ただし、これが全面的に裁判員の主体的判断を尊重した結果かという、そうではないだろうと思えます。というのも、このグラフにあるように、そんなにばらつきが多くなっているわけではないからで、裁判員の市民感覚の反映というのは、あくまでも部分的なものにとどまると評価できるのではないかと思います。

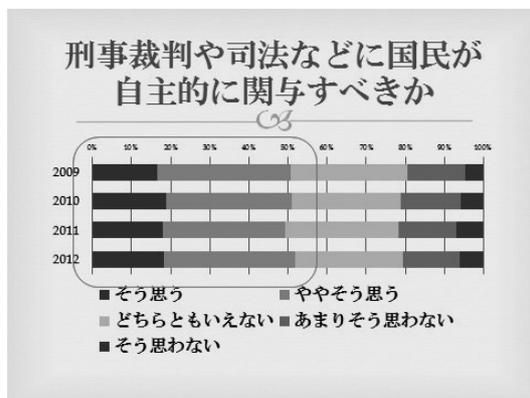
このように見てきたところ、事実認定、量刑判断を通じて、いまの運用は従来の裁判官の裁判のときの運用との連続性を維持することが重視されているのかなど、基本的にはそういうふうの評価をしています。裁判員制度導入でももちろん変化が起きているわけですが、その変化というのは部分的なものかなというふうに思います。



■ 世論調査

それでは最後に、これは裁判所が毎年 2000 人を対象に実施している世論調査です。そこで裁判員裁判がどう評価されているかということを見ておきたいと思います。

まず、「刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか」という質問に対して「そう思う」と言っている人が 5 割を超えているということです。確かに裁判に国民が参加するという制度は必要だし、それは参加すべきで



あるとみんな考えているわけです。

ところが、「裁判員として刑事裁判に参加したいか」という質問になると、参加意欲はぐっと落ちてしまうということです。「参加したい」「参加してもよい」という人を足しても2割を切っているわけです。しかも、これが年を追うごとに若干ですけど減少する傾向があるということです。

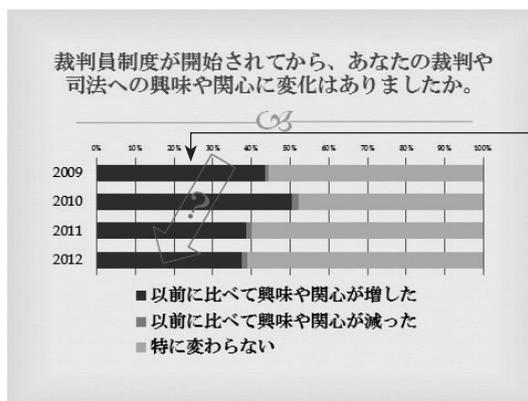
ということは、一般の人は、裁判に参加すべきだと考えてはいるけれども、でも自分はしたくないと言っているということになります。この一見矛盾する結果を整合的に解釈しようとするれば、先ほど選任手続のところでも可能性を示唆したところですけども、裁判員裁判に参加する市民と、参加しない市民というのが、実は分かれているのではないかというのが、1つの仮説として考えられるところですよ。

それから、「裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか」という質問です。これを見ると、裁判や司法への関心は以前に比べて増えているわけです。茶色※1のところを見ると、4割前後の人が「以前に比べて興味や関心が増した」と言っているということは、増えているということで、そういう意味では制度を導入した意味があったということになりそうです。

ただし、関心というのは頭打ちで、はっきりしないですけど、むしろ減少傾向にある可能性もあるように思います。

このデータが示しているのが、裁判員制度が始まったばかりのときは、新しい制度で何かと話題になっていたということで関心が増したけれども、落ち着いてきたいまは、関心というのが再び落ち始めているということであるとすれば、ちょっと問題かなと思われる。問題というのは、司法への関心を高めるというのが究極の目標であり、市民の司法に対する理解を増進して信頼を向上させるということの前提になるはずだからです。関心が増えたままなのかという点は、心許ないところかもしれません。

それから「裁判に参加する場合の心配や支障となるもの」としてどういうものがあるでしょうかと質問に対して、三角にしておいたんですけど、上のほうにあるものは、例えば日常的にやっているお仕事であるとか、家庭の中でやっている介護とか、そういったことへの支障があると。逆恨みされることへの不安があるとか、こういったことの懸念というのは相対的には小さいわけです。



※1

むしろ主たる懸念は下のほうにあるものです。一番下にある、「被告人の運命を決めることの責任が重い」。負担がすごく重いというようなこと。それから、「裁判を正しく行えない」のじゃないかという思いがあるということです。そういったものが大きいということになっています。

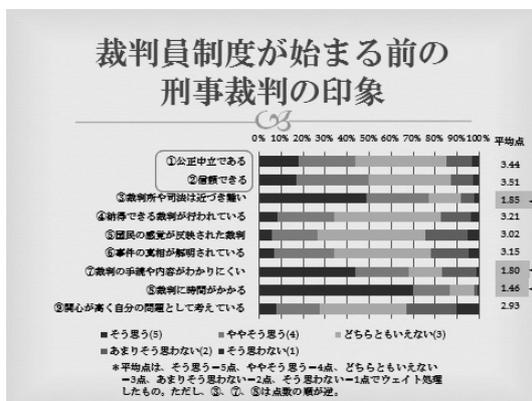
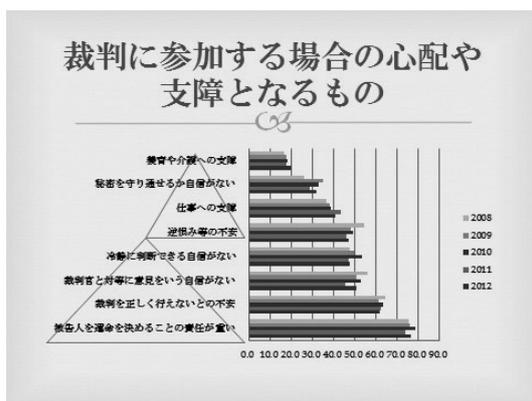
興味深いのは、「冷静に判断できる自信がない」という人は5割ぐらいです。だから、半分の方は「冷静に判断できる」と思っているわけです。だけど、裁判を正しく行えないのではないかと不安に思ったり、運命を決めるというのは負担が重いなど思ったりすることで、裁判という職務そのものに対する不安というのが強くて、この点が裁判員制度に対してなかなか積極的になれないことの理由なんだろうと考えられるわけです。

ですので、裁判員になったときに行う判断は自信をもってやっていいんですよということを、国民に対して明確なメッセージとして送り続けないと、この状況はかわらないと思います。そうしなければ、参加意欲が高まらないことの要因になっている懸案が解決しないということになってしまうのかなと思われまます。

次のグラフは、「裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象」ということです。質問したのは2012年で、昨年時点で、裁判員制度が始まる前に、刑事裁判にどういう印象をもっていたかということを知っているということです。

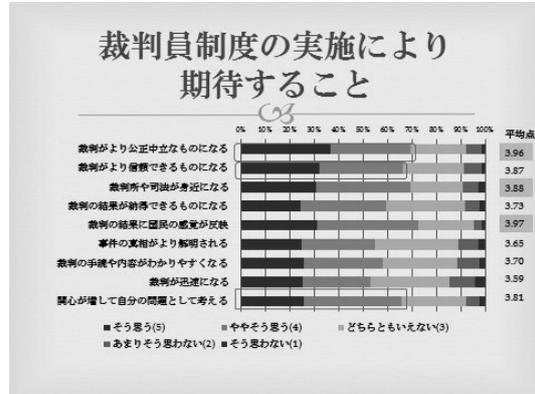
平均点というので、黄色※2を塗っている部分の③番、⑦番、⑧番が得点が低いということになっています。こういう点が刑事裁判の評判が悪かった点なわけです。裁判所や司法が近づきたいものである。わかりにくい。時間がかかる。こういった印象が強かったということになっています。

にもかかわらず、①裁判は公正中立に行われていた、②裁判は信頼できるものであった、と思っている人は結構多いわけです。近づきたいのでよく知らないけれども、でも信頼している、というのが日本の国民であるということになるかと思えます。また、④の納得という要素であるとか、⑥の真相解明という要素についても、そんなに低くない。どちらかといえば、納得もできていたし、真相も解明されていたと考えている人のほうが多いということなわけです。ということは、刑事裁判の評判って意外と悪くなかったんだということになるのではないかと思います。近づきたいのでよくわからないですけど、うまくやってくれているのではないかなというふうに思っていたということだと思います。



ということは、我々はわかりたいというニーズは必ずしもなくて、お任せしていいのだと考えていたということになるので、その客体意識をかえるというのは、そんなに簡単にできることではないということがわかるわけです。

去年の時点ですけれども、「裁判員制度の実施により期待すること」。裁判員制度が導入されるということになったら何に期待しますかという質問です。この質問に対しては、平均点のところを見ていただくと、3点以上で4点弱ぐらいまで来ていますので、ということは、ややそう思うに近いぐらいのところがある平均的な国民の意見だということになるわけです。



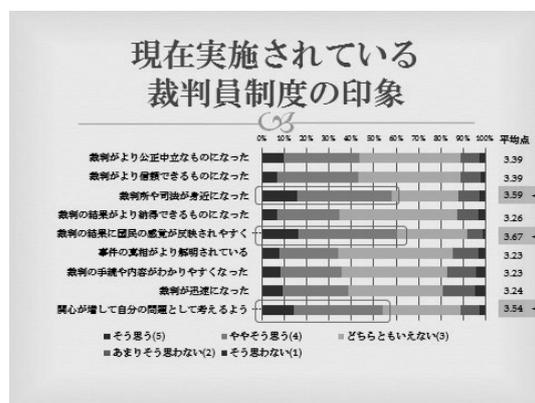
先ほどのところで、現状の評価として高いもの、低いものありましたが、それらは現状について「いい」と評価している部分についても、「よくない」と評価している部分についても、どちらについても「よりよくなる」はずだという、すごく高い期待が抱かれているということになるのではないかと思います。

もともと点が低かった、前のページの黄色※2く塗っている点が低かったところについて改善することが期待されるというのは、ある意味当然だと思うんですけど、そうではなくて、もともとそんなに得点は低くない部分についても、よりよくなるはずだと考えていたということになります。

ということは、我々は実は、昔はお客様状態であったわけですがけれども、裁判員制度ができることにより、やっぱりそれはよくないから脱却しようというふうを考えている。前のほうにあった参加すべき、関与すべきというふうを考えているということ、それによって司法をよくしていこうという意欲はあるのだというふうには考えられるわけです。

ただし、ここでも真相解明とか、結果への納得の期待とかいうのは、相対的にですけれども低いので、その点については、なお自信がないんですね。自分たちが参加することで、本当に真相解明できるのだろうかという、そういう懸念みたいなものは、なお存在しているのかなというふうに思われます。

最後に、「現在実施されている裁判員制度の印象」です。いま実施されている裁判員制度についてどう思いますかということです。黄色※3く塗って緑※3で囲ったところですが、去年の「身近になった」し、「感覚が反映されやすくなった」し、「自分の問題として考えるようになった」、この点は大きく改善しているわけです。



しかし、そのほかの項目については、よく見ると肯定的な意見、「そう思う」「ややそう

思う」は、いずれも5割に至っていないということなので、思ったほどでなかったとか、期待したほどでなかったというふうに考えているのかなというふうに見えるわけです。

裁判員制度が導入されて、より公正中立になったかという、期待したほどでもないですよねということになるろうかと思えます。緑※4に塗ったところですが、期待と現在というのを比べると、ちょっと現在のほうが低くなっているところが、「公正中立」とか、「信頼できる」とか、「納得できる」とか、「わかりやすい」というところではなかったということになっています。

過去の印象・制度への期待・現在の印象の比較

	裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象	裁判員制度の実施により期待すること	現在実施されている裁判員制度の印象
公正中立	3.44	△ 3.96	△ 3.39
信頼できる	3.51	△ 3.87	△ 3.39
身近である	▲ 1.85	▲ 3.88	▲ 3.59
納得できる	3.21	△ 3.73	△ 3.26
国民の感覚が反映	3.02	3.97	3.67
事件の真相が解明	3.15	3.65	3.23
手続や内容がわかりやすい	▲ 1.80	△ 3.70	▲ 3.23
迅速である	▲ 1.46	3.59	▲ 3.24
自分の問題として考えている	▲ 2.93	3.81	▲ 3.54

△※4

▲※5

裁判員裁判が導入されることによって、目に見える効果としてこういうものがあるんじゃないかと期待したんですけど、意外とそうでもなかったということで、裁判の内容面について前よりよくなったというふうに、みんな思っているかという、そうでもない、ということになるろうかと思えます。

黄色※5に塗ったところについて、過去と現在の比較をしてみると、過去に比べて明らかに改善しているのは、「身近さ」、「わかりやすさ」、「迅速さ」などになるわけです。こういったものは、昔は否定的に評価されたわけです。どちらかという、そういうことはないと言っていたのが、そういうことがあるという方向にかわったので、裁判の印象はこの面ではよくなっているわけです。

裁判の印象がよくなり、国民の感覚が反映しているという実感があるわけですが、にもかかわらず、それが直ちに信頼とか納得とか、真相が解明されるとか、そういう感覚にはつながっていないということです。結局、我々国民は、自分の判断に自信が持てない。裁判で被告人の運命を決めるようなことを自分がしているのだろうかという思いがずっとあって、そういう不安感があるので、自信がないという状況が続いているということかと思えます。そのことによって、裁判がより信頼できるのだということの評価に限界がきている。裁判員裁判の究極の目的であるはずの信頼の向上というところが、思ったほど得られてないのかなというふうに、データの的にはなるかと思えます。

■ 得られた知見

最後ですけれども、裁判は身近になり、わかりやすくなり、自らの問題として我々は裁判のことを考えるようになってきました。しかし、内容面で裁判が公正中立になったか、納得できるようになったか、信頼できるか、

得られた知見

- 2 裁判は身近になり、分かりやすくなり、自らの問題として考えるようになったが、内容面での裁判の改善は期待ほどには実感できていない。
- 2 勤勉な層が参加しているにもかかわらず、もともと判断に自信がないこともあり、参加の効果を実感できていない。そのため、参加意欲は高まらず、究極目的である国民の理解増進・信頼向上も必ずしも実現していない
- 2 判決内容に市民感覚を反映させることが望ましいことなのか否かを明確にした上で、望ましいのであれば促進する必要がある

ということについては期待ほどには実感できていないという状況にあると思うのです。

裁判に参加している裁判員は、国民一般ではなくて、その中から選ばれた勤勉な方とみたほうがいいのかなど。安易に辞退しないで、ちゃんと責任感をもっているような人が裁判員になっていると考えるとすると、にもかかわらず、もともと判断に自信がないということで、参加の効果が実感できていないのではないかと思います。そのため、参加意欲は高まらないし、究極の目的である理解の増進とか信頼の向上というの、必ずしも実現していないということになるのかなと思います。

以上のようなことから、理解の増進とか信頼の向上を直接目的にして、それを達成しようと思っても、なかなかうまくいかないといえるのではないかなと思うわけです。もちろん、一定程度はもちろん達成されているわけですがけれども、これ以上により大きな成果を得ようとした場合には、自信をもって判断していいのだよというメッセージをきちんと伝える必要があるのではないかなと思うわけです。ただし、何でもかんでも感覚的に判断していいというふうにはならないはずなので、感覚というか、健全な市民感覚を生かして判断するのが望ましい領域と、そうではない領域というのをはっきり区別して、この部分については存分に主体性を発揮してくださいという形でメッセージを発信し続けると、一層の裁判員制度の成功が見込まれるのかな。この辺りが今後の課題だというふうに思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 本庄先生、どうもありがとうございました。システムの説明だけではなくて、統計資料を駆使されまして、裁判員裁判導入前、導入後の変化についてもお話いただき、大変興味深いお話でした。ありがとうございました。

続きまして、次の講演者の先生をご紹介したいと思います。配布しましたパンフレットでは、第2の演者として、同志社大学教授の杉田宗久先生を予定しておりましたが、杉田先生が急なご病気で本日も講演ができなくなりましたので、急きょ、杉田先生からご紹介いただきまして、波床昌則先生に講演をお願いしました。非常に短い時間での準備にもかかわらず、快くお引き受けいただきました波床先生に、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。波床先生、この度は本当にありがとうございました。

(杉田宗久先生は、2013年12月25日に逝去されました。ここに記して心から冥福をお祈りします。)

それでは波床先生のご紹介をさせていただきます。波床先生は、1980年に東京大学法学部を卒業され、卒業後直ちに司法修習をされ、1982年に判事補に任官されました。1992年に判事に任官されまして、その後平成24年3月まで裁判官をされておりましたけれども、24年3月から弁護士を務められております。現在は、和歌山弁護士会に所属されております。

波床先生はすでに「裁判員裁判における自白事件の審理のあり方」、あるいは「裁判員裁判について一弁護活動に対する若干の提言一」等々たくさんの著作もごございますので、きよ

うは裁判官の経験を生かして興味深いお話を伺えるのではないかと考えております。
波床先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

【講演2】

裁判員裁判によって刑事裁判はどのように変わったか — 裁判官の立場から

波床 昌則（山本・波床法律事務所）

ただいまご紹介にあずかりました波床でございます。現在、弁護士をしておりますけれども、杉田先生と昭和57年に同期で裁判官に任官いたしまして、30年間裁判官の生活を送ってまいりました。杉田先生とは、私、同じ関西人で、親しくこれまでお付き合いをさせていただいてまいりました。今回、杉田先生に支障が生じたので、ピンチヒッターとして私が責めをふさがせていただきたいと思います。どれだけのことをお話しできるか、不安もございますが、皆さま方のご参考になればと思います。

第1 裁判員裁判が目指すもの

まず「裁判員裁判が目指すもの」を、裁判所の立場から指摘させていただきたいと思えます。ここに標語的なことを2つ書きました。「核心司法の実現」、それから「目で見て耳で聞いて分かる裁判の実現」ということであります。

1 核心司法の実現

裁判員裁判が始まる以前のいわゆる職業裁判官だけの裁判では、「精密司法」という言葉がございまして、微に入り細を穿ち、細部の事実まで見極めたうえで刑事裁判を行っていたという現実がございまして。これを「精密司法」というふうに、ある高名な学者の先生から名づけられて、いささか批判的に刑事裁判のあり方について見られていたところでございます。

それに対して裁判員裁判が目指す「核心司法」というのは一体何かということでございます。私なりに核心司法というものについて考えましたところ、核心司法というのは、どんな事件にも争点というものが通常あるものでございます。その争点に焦点を当てて必要な証拠調べを行う。不必要な屋上屋を重ねるような証拠調べなどは行わない。そして、その証拠調べを行った結果、適切妥当な判断を合理的な期間内に示すということであろうと思えます。

「核心司法」というのは、争点に焦点を当てて、必要な証拠調べを行い、その判断を合理的な期間内に示すこと。このように私は理解しております。

では、「争点」とは一体何かということでございます。争点は、起訴された事実関係について、どの点に争いがあるのかということでもあります。刑事事件が起こるについてはいろいろ

んな経過があり、積年の積もり積もった何かがあって、突発的に何かの事件が起こる。そのような経過について関係者の間に認識に食い違いがあったとしても、それ自体は争点と見ないということでもあります。検察官が起訴状で起訴した事実関係のどこに争いがあるのか。これを争点として見るということでもあります。

「真相の解明」という言葉がございませぬ。「真相」という意味の捉え方いかんによりましては、積年の経過や絡み合った、人間関係などについてもメスを入れ、事件の原因を解明すべきであるという意見も当然出るところであります。しかし、これを行おうといたしますと、いきおい精密司法と言われた従来のやり方に戻らざるを得ませぬ。そこが刑事裁判の上で重要なポイントであればよろしいのですけれども、ポイントでないとすれば、その辺りの証拠が多量になり審理が長引くといたしますと、これは刑事裁判としていかなものかという批判も生じてくるところでございませぬ。

刑事裁判では、検察官が起訴した事実関係が認定できるかどうか。これが第一の眼目であり、最終の目的でもございませぬ。そうしますと、起訴された事実関係について、どこが争いになるのかということ把握し、これに必要な不可欠な証拠を調べる。そして、合理的な期間内にその判断を示す。このあり方でいいのではないか。核心司法とは、そのようなものではないかということでもあります。

次に、必要な証拠調べとは一体何かということでもございませぬ。これは法律的に表現をいたしますと、争点に関連性のある証拠の取り調べのことでもございませぬ。争点に関係しない証拠を調べても争点には何ら益するところはありません。かえって時間がかかるだけという弊害が生じ得ませぬ。関連性がある初めて争点についての判断が示せるわけでございませぬ。そういった証拠を取り調べるべきであるということでもあります。

しかし、関連性があるとかないとかといっても、これはある意味非常に難しい判断でもございませぬ。何となく関連性があるように思うというふうなものから、これはまず必要不可欠な証拠だな、というふうに誰が見ても思うような証拠もございませぬ。関連性が薄い証拠があるといいたしますと、それを取り調べるかどうかは、ひとつ十分に考えたうえでその採否を決すべきであります。その証拠を取り調べることによって、審理がかなり長引くことになって、結論を出すのに時間が非常にかかるということがございませぬ。ほかのすでに取り調べ済みの関係証拠によって争点については判断ができるというのであれば、関連性の薄い証拠については、思い切ってこれを捨象して進むというのも1つであります。関連性があるすべての証拠を取り調べる方がいいのかどうかという問題でもございませぬ。厳選された必要な証拠を取り調べたうえで、最終的に争点に対して適切妥当な判断を合理的な期間内に下すということも大事なことでございませぬ。

職業裁判官の時代には、判決だけで1,000ページを超えるような判決も刑事裁判では往々にして見られました。私の経験でも、かつて職業裁判官だけの裁判をやっていたときに、一番多く書いた判決のページ数は427ページでもございませぬ。200ページを超える判決も数件書きました。しかし、このようなことが本当に必要なかどうかということとは、改めて

検討すべき課題だろうと、振り返ってみて思います。

その当時は、調べた証拠に基づき自分なりに、こういうようなことが言えるだろう、こういうことが判断できるだろう、ということを誠実に書いたつもりでございます。その結果、自分なりに考えますに、緻密な論理で、そりなりの証拠関係をきちっと踏まえて、細大漏らさず精緻な判決ができた、自分なりに思いました。しかし、果たしてそれが本当に正解だったのかどうかはわからないわけでございます。むしろ裁判員裁判で現在行われているような関連性が強い証拠を当事者が十分検討したうえで、裁判所もそれに対して十分聞く耳をもって法廷で審理し、その後裁判員の方々と評議を十分尽くして判断を示す。その判断の示し方も、端的なものでいいというやり方のほうが正鵠を射ているのかもしれませんが。証拠が多ければ多いほど長文の判決になりますけれども、これが本当に正解なのかどうかはわかりません。そのようなことを、いま私は感じております。

かつての職業裁判官の時代には、いろんな証拠を取り調べましたので、審理がいきおい長期間に及びまして、5年も、10年もかかるという裁判も刑事裁判の中にはございました。中にはひどいものは形式裁判といいまして、裁判自体長期間に及び時間がかかりすぎているので、もうやめようという判断がなされるというふうなものもございました。

このような事態というのは、いわば病理現象の最たるものでありまして、やはり裁判というのは旬の時期に旬の判断を示すことが必要であろうと思います。裁判員裁判では、それを目指しているというところもあるのです。

2 目で見て耳で聞いて分かる裁判

次に「目で見て耳で聞いて分かる裁判」ということについて若干ご説明を申し上げます。かつての職業裁判官の時代には、法廷で取り調べた証拠の多くは書類でした。捜査段階で、警察官や検察官がいろいろ捜査した結果をいろんな書面にまとめます。参考人や被害者、関係者などの供述を聞き取って、これを「供述調書」という形にまとめます。そのような書類をたくさん証拠として出してもらって、それを法廷で簡単に取り調べたうえで、裁判官室へ持ち込みまして、その後改めて読み直すわけです。法廷では簡単な取り調べ、いわゆる「要旨の告知」と法律の言葉では言いつつ、その書かれてある内容がサマリーとして告げられるわけです。しかし、告げる者のその告げ方いかんによっては、非常に淡泊な告げ方であって、その場でその証拠の内容がずしんと心の中に響いて、この証拠ではこのような認定ができるな、などというふうな心証がこなくて、むしろ裁判官室に戻ってその証拠を読んで初めて、この証拠にはこんなことが書いてあるのだ、したがって、このようなことが認定できると、そのような心証形成を行う現実があったと思います。しかし、このやり方というのは、裁判員裁判が始まると通用しないことは当然であります。なぜならば、裁判員の方々は法廷で見聞きするものをもとに判断すべきだと期待されているからであります。

評議室といひまして、審理が終わった後、書類を部屋に持ち込んで回し読みをする。裁判員の皆さんが同じように書類を回し読みをして、その結果に基づいて話し合うというふうなことは、制度的に裁判員裁判では予定されていないのです。また、書類の読み方についても、裁判官が、この書類はこんなふうな読み方をするのですよ、この部分についてはこのようなことしか心証を抱いてはだめなのですよ、これを越えてこんな心証の抱き方をすると法律違反なのですよ、というふうなことを評議室で初めて裁判員の方々に説明をするというふうなことも本来は予定されておりません。なぜならば、裁判官も裁判員も1票対1票を持っている同じ存在だからです。誰かが指導的な立場を発揮するということは、およそ予定されていない制度だからであります。

そうしますと、裁判官にしる、裁判員にしる、どこで事件についての心証を形成するといひますか、有罪・無罪だとか、あるいはこの点は立証十分だな、この点は立証不十分だな、というふうな判断をするかといひますと、法廷が唯一無二の場所であるはずであります。そうであるといひますと、唯一無二の場所である法廷で調べられる証拠といひるのは、「目で見て耳で聞いて直ちに分かる」ものでなければいけないのは当然であります。

わかりやすい審理といひるのは、もちろん文字情報だけでなく工夫を要するところがございまして、写真や図を適宜用いて証拠を説明する。このような必要がございまして、それから文字情報、例えば供述調書といわれるようなものにつきましても、簡にして要を得た内容になっていなければ、逆に言ひますと、持って回ったような言い方になっていけば、わからなくなりますし、表現自体も極めて普通の言葉で書かれた平易なものでなければわかりにくいものであるはずであります。

写真や図を適宜利用する。あるいは供述調書というふうなものを仮に取り調べるとしても、それは内容的にも長文なものであつてずっと神経を集中していなければわからないようなものであれば、途中で精神の緊張は途切れますので、そんなものはなかなか理解するのは困難になります。簡にして要を得た内容でなければいけません。それから、書かれてある内容についても、普通の人が普通に理解できるように平易な表現を用いていなければいけないということになります。

わかりやすい裁判を実現するためには、調書裁判と言われる、証拠書類といひのですけれども、調書等への依存からの脱却、これが必要であります。従来の法廷では文字情報が供述調書や捜査報告書、鑑定書等々の証拠に表されまして、それがどっさりと提出されて、それを読み込んで裁判をしていたということになります。しかしながら、いまご説明申し上げましたように、このような裁判は裁判員裁判では行う余地がありません。それではどのような審理を行うべきかといひますと、書類の採用については必要最小限のものにとどめる。過度に調書に依存する、書証に依存するような裁判ではなくて、むしろ証人や被告人から事情をよく聞くような、そのような審理を行うべきである。そうすることによって、裁判員の方々も、実際に証人が証言し被告人が話す内容を聞くわけですから、その場で心証形成が十分できるようになる。このような仕組みとして裁判員裁判は組み立てるしかない

いと思います。

そして、証人を多く採用する、あるいは被告人から事情を聞くといっても、期日を飛び飛びに設定したのでは、以前に法廷で証言した証人の供述内容を忘れてしまっていて、それを踏まえない審理になりかねませんので、このような飛び飛びの期日というのも避けるべきということになってきます。連続的に証人は調べる。被告人から事情を聞く手続についても連続的に行うことが、ぜひとも必要になります。そうしてこそ初めて充実した審理ができるということでもあります。

ここに述べました「核心司法」の実現、「目で見て耳で聞いて分かる裁判」の実現が、裁判員裁判が目指すものであるということについて、従来の職業裁判官の裁判と対比しながらこれまでご説明申し上げたところでございます。

第2 裁判員裁判の審理

1. 自白事件

それでは、もう少し具体的に審理の仕方をご説明申し上げたいと思います。自白事件と言われるもの。すなわち検察官が起訴された事実関係について、被告弁護側で、この事実関係については間違いありませんと。したがって、起訴された事実関係についてどこか争うという点はまったくありませんという事件。これを「自白事件」と言います。この自白事件について、従来の職業裁判官のときにはどのような審理を行ってきたのか。現在の裁判員裁判ではどのような審理が行われているのかということ、対比的にご説明を申し上げたいと思います。

(1) 従来の審理

従来の職業裁判官の裁判では、自白事件は次のような審理になっておりました。すなわち、法廷で被告人が起訴された事実関係を「争いません」という認否をいたしますと、検察官が冒頭陳述と言いまして、この事件はこういう経過で起こった事件です。事件の内容、具体的な犯行の内容はこうこうこういうことであります。その後、こういうふうな結果が生じ、事後的にはこのような影響が生じました。このようなことを起訴状に書かれた事実関係を踏まえて、もっと具体的な肉付けを行った主張を行います。これを「冒頭陳述」と言います。この冒頭陳述を検察官が行いますと、冒頭陳述で述べた事実関係を立証するために、これこれの証拠を請求しますと検察官が言って、書類の証拠請求を行います。いわゆる書証の証拠請求であります。その書類の証拠請求も必要不可欠な証拠に限るのではなくて、厳選するのではなくて、念のためにこの部分については重ねて立証しておこう、あるいはこの点についてはもう少し分厚く請求しておこうというふうな証拠も含まれたもの、そのような証拠請求がなされるのが通常でした。

そして裁判所のほうは、そのような証拠請求がありますと、弁護人に対して「これらの証拠請求に対するご意見はいかがですか」と聞きます。弁護人は自白事件ですので、これらの証拠について「不同意」という意見を述べることはほとんどありません。「すべての証拠請求に同意をいたします」と述べるのが一般的です。そうしますと裁判所のほうも必要性について特に吟味することなく、これらの証拠をすべて採用するというところを普通でした。そして、それらの証拠が職業裁判官のもとで次々とその要旨、サマリーだけが告知されていくということになります。短時間のうちにこれは行われます。自白事件であれば、30分もあれば書証の取り調べは終了するのが普通であったであろうと思われます。その反面、出てくる調書のページ数は何百ページに及ぶということが往々にして見られました。

そのような形で書証が取り調べられますと、どさっとその書証の類いが裁判官席のほうに持ってこられます。裁判官は「これ以上、検察官立証ございませんか」と尋ねます。そうすると検察官は「立証は以上です」と述べます。

あとは弁護人側に移ります。裁判官が「弁護人、何か立証ございますか」と聞きます。弁護人が通常行う事柄は、事件自体は争いがないので、例えば、被害が生じた事件であれば、「示談について立証したいと思います。ここに示談書がありますので、取り調べをいただきたいと思います」というふうに書証を請求したりいたします。

それから、被告人の今後の更生監督状況などを説明するために情状証人と言いまして、被告人の父母や関係者などを「証人申請したいと思います」と言います。その証人請求も通常1名、多くても2名程度であります。そして、法廷で監督状況、今後の更生に助力する旨を供述いたしますが、その証人の証言というのは5分か、長くて10分程度です。そして最後に、被告人質問が行われるわけですが、その被告人質問も、やった事件の内容について聞くというよりは、被告人が現在どの程度反省しているのか、今後どのようにしていくつもりなのか、立ち直る気持ちがあるのかなのか、そういったことが中心の質問であり、それに対する答えであります。

職業裁判官だけの裁判であれば、これでも適切妥当な量刑判断をすることは可能でした。なぜならば、同じような事件をたくさんそれまで扱ってきているからであります。このような事件であれば、どの程度の刑が普通は科されるものなのかというふうな感覚が裁判官の中には職業的な経験を通じて形成されています。3人でやる裁判であっても、右陪席裁判官、左陪席裁判官という裁判長より若い裁判官であっても、このような感覚は徐々に持ってまいります。あまり大きな判断の食い違いはなくて、同じような量刑判断に落ち着きます。したがって、評議と言われるものもそんなに時間を割いてきっちりとするようなものではなくて、いわば判決書の持ち回り決議みたいな形でもできる。そのような裁判がありました。

しかし、裁判員裁判の審理となりますと、このやり方は決定的な欠陥を抱えていることとなります。1つは、いまご説明したような職業裁判官の審理を、法廷で行いますと、裁

判員の方々が、法廷で何が行われているのか理解できないからであります。

法廷が心証形成の唯一無二の場であるのに、その唯一無二の場が心証形成におよそ役立たないということになりかねないからであります。先ほどご説明申し上げたような職業裁判官による審理のやり方を行いますと、何が情状として重要な事実なのか、被告人を非難すべき事情は一体何なのか、逆に被告人に有利に働く宥恕すべき事情が一体何なのか。これが平板な審理の中に埋もれたまま審理がなされているということになるからであります。

重要な情状事実については、意識的にこれを取り出して審理を開始する必要があります。そして、それについてどのような事情が実際にあるのか、証拠に基づいてきちっと説明を受けなければ、裁判員裁判において適正な量刑判断はできないはずであります。

(2) 裁判員裁判の審理

裁判員裁判の審理では、次のような審理のやり方になります。すなわち検察官が冒頭陳述を行いますと、そのあと弁護側の冒頭陳述がなされます。この点は、職業裁判官の裁判とは違うところがあります。裁判員裁判では、検察官の冒頭陳述の後で必ず弁護人が冒頭陳述を行うということになります。冒頭陳述が2つ行われることによって、量刑に関する事実の中で、どの点を検察官が重視をしており、どの点については弁護側が被告人に有利なものとして重視しているのかというのがわかるようになっているのであります。この冒頭陳述の手続を通じまして、裁判員の方々はどのような量刑事情に着眼すべきかというふうな意識を持つことになります。

そして、この冒頭陳述が終わったあと証拠調べとして、書証だとか、証人尋問、被告人質問という手続が行われるわけですが、書証については、図面や写真などが多用されて、目で見てわかるといいますか、視覚に訴えるような審理が行われますし、供述調書などが取り調べられるときも、平易な表現で簡にして要を得た内容のものが取り調べられるということになります。

このような手続が行われますと、双方が重視する量刑事情についてどの程度のことが言えるのかというのが、裁判員の方々にもわかることになります。

そして、証人尋問も実施するわけですが、職業裁判官の時代には被告人の更生状況や監督状況などを説明するために、父母や関係者といった人が弁護人から証人請求されるのが通常で、そういう人が採用されても簡単に調べられるだけだったということを先ほどご説明しました。しかし、裁判員裁判ではそうではなくて、検察官もむしろ自分が重視してもらいたいという事柄については証人を立てて、こういった事件だから、こういった経緯で起こった事件だから、被告人に対しての責任は重たいのだということを、証人尋問を通じて訴えかけるといふようなことが実践されつつあります。書類よりは人証というわけです。調書裁判からの脱却ということでもあります。

もちろん弁護人からの証人尋問請求もありますので、それも採用して調べるということ

になります。これも例えば示談が成立したということだけを立証するために、このような証人を呼ぶのではなくて、示談が成立したら、なぜ被告人に有利になるのかというふうなことを、裁判員の方にわかってもらうための証人尋問ということになります。

被害者は被害者であって、損害賠償を受ける権利がある。それを受けたからといって、何で被告人に有利な事情になるのか。これは通常の市民の方が抱いている疑問の1つであろうと思います。職業裁判官の時代には、損害賠償がなされた、示談がなされたという、それだけで被告人に有利な事情にカウントしていたという傾向があったと思います。しかし、市民の方々の感覚は必ずしもそうではないわけです。被害者は被害者であって、損害賠償を受けるのは当たり前だ。示談してもらって謝罪を受けたりするのは当たり前だ。こうしたからといって、なぜ被告人が有利に扱われなければならないのかという疑問を抱くということがあり得るわけです。そういった意識にも敏感になりながら弁護側の立証も行う必要があります。

最後に被告人質問が実施されますけれども、この被告人質問におきましても、職業裁判官の時代には、せいぜい被告人が反省しているというような程度のことしか聞かない実情があったということをお先ほど説明申し上げました。しかし、これでは検察官が重視すべきだという事情について一切語られていないということにすらなりかねません。検察官も無責任なことをせずに、訴えかける情状、こういった点がけしからんというのであれば、その点について被告人に直截に確かめるべきであります。そういったことを行うことによって、情状事実の中で検察官が重視している事情が訴えかけるものになってくるわけがあります。もちろん弁護側のほうでもそれに対して言い分があれば、被告人質問で十分聞くということになると思うのです。

このような手続を経まして、量刑判断として、最終的に裁判員の方々と裁判官がどういった事情をどの程度重視すべきかということをお十分意識的に議論したうえで判断を示すということになります。

これが裁判員裁判における自白事件の審理であります。

2 否認事件

次に、否認事件の審理というものについてご説明を申し上げます。いまでも否認事件の割合はパーセンテージがそれほど高くありません。これは検察官が起訴便宜主義といいまして、起訴すべきかどうかについて、第一次的な専権を握っているからであります。検察官は、法廷で争われて無罪が出るような事件を起訴することを好みません。したがって、自分たちが起訴して有罪が確実に取れると思っている事件について起訴をいたします。こういうふうな運用になっているがゆえに、起訴された事件について争われるという事件自体も少ないという状況になっております。

否認事件というのは、起訴された事実関係、起訴状に記載されている事実関係について

争いがある事件ということになります。例えば殺人の起訴に対して殺意を争う。正当防衛を主張する。このような事件であります。有罪か無罪かということにもなります。

(1) 従来 of 審理

このような事件について従来、職業裁判官がどのような審理をしてきていたのかということからご説明を申し上げます。被告人が起訴状に対してどこを争うということを法廷で明らかにした後、検察官は冒頭陳述を行う。この冒頭陳述は、否認事件であることから、相当のページ数を割いた詳細な冒頭陳述であることが普通でした。そして、それらの事情を立証するために検察官は「これこれの証拠を請求します」という証拠請求をいたします。それらの証拠請求がありますと、裁判官は「弁護人、検察官の証拠請求に対するご意見はいかがですか」と尋ねます。弁護人は自白事件とは異なって争いますので、「検察官のこの証拠については不同意です。この証拠については取り調べに異議があります」。このようなことを述べます。もちろん中には同意する証拠もあるのですが、争点に関する証拠については「不同意」「異議がある」という意見が述べられるのが通常でありました。

そうしますと検察官は、それらの不同意とされた証拠の原供述をしている者、例えば、被害者が検察官の目の前でしゃべった内容を検察官が録取した供述調書が不同意となりますと、検察官は、その被害者を証人として請求するわけです。

それから、実況見分調書と言われるようなものなどがあつた場合には、弁護人が不同意といたしますと、例えば、検察官は、被害が起こった際の現場の状況を明らかにするという目的のために、そのような証拠がないと客観的な現場の状況を踏まえない証拠調べがそのあと行われるということにもなりかねませんので、ぜひ実況見分調書は採用いただきたい、そのために「実況見分調書の作成者である誰々警察官を申請いたします」、このようなことを言って、証人尋問請求を請求してくるのが普通でありました。

裁判所のほうとしては、これらの証人請求があつたときに、これを却下するということはまずありませんで、それらの証人を採用して進みます。被害者の証人尋問が事件によっては時間をかけて行われておりました。詳細な冒頭陳述があるだけに、相当時間を割いて証人を調べるための手続が行われるということになるわけでありました。

また、被害者が法廷で、時間がたっているので、かつてのことについては記憶が薄れて、その部分については記憶がはっきりしなくなっていますと証言する事態も出てきます。そうしますと検察官は、証人尋問が終わったあとで、その部分については検察官の前で取り調べた時期には被害者は明確に述べておいて記憶があつた。そのことが明らかですので、「検察官に対する供述調書についても、併せて証拠として請求します」と、こう言います。裁判所は、傾向的に、これらの証拠請求があつたときには、証拠は多ければ多いほどいい。信用できるかどうかは最終的に裁判所が判断できるから、という思考様式がありまして、これらの証拠を採用しがちでありました。証人尋問に加えてそういった供述調書が証拠として加わってくるということでもあります。

弁護側による反証といいまして、検察官の立証が終わったあと、被告弁護側がそれに対して防御するためにいろんな証人請求をしたり、被告人質問をしたいというようなことを述べます。これらの証人尋問請求についても、裁判所はもちろん却下したりすることはまずありませんでした。

検察官による証人による立証が微に入り細を穿ったものであるだけに、弁護側も微に入り細を穿ったような証人尋問を行います。どんどんどんどん審理が長引きます。最後に被告人質問が行われる場合も、検察官、弁護人双方、詳細な尋問を行います。このような形で否認事件の審理は行われておりました。

しかし、このような審理は裁判員裁判では無理があります。1つは、証拠が多すぎる。書類も含めて証拠が多すぎるとなりますと、咀嚼できない可能性があるからであります。また、微に入り細を穿ったような供述がたくさんある場合には、それらを本当にどの程度重視していいのかということがわからなくなってしまいがちだからです。片言隻句にとらわれて、そこが非常に大事だと思う人があるかもしれません。しかし、そんなことは些末なことであって、別の点にこそ注目すべきだというふうな議論が出るかもしれません。要するに、評議が漂流してしまう可能性が高いのです。

それから、いま言ったような審理が延々と続きますと、裁判員の方々はお仕事を抱えて、あるいは家庭生活を抱えてこれに長期間付き合わされることとなりますが、そのようなことはいくら裁判であっても許されるはずがありません。また、そういった支障だけではなく、長期間にわたる審理となりますと、心証が継続的に積み重なっていくこともできないということにもなります。これでは到底起訴された事実関係の裁判が適正に行えるとは思えないのです。

(2) 裁判員裁判の審理

裁判員裁判では、次のような審理になります。検察官による冒頭陳述のあと、弁護人による冒頭陳述がなされます。したがって、冒頭陳述を付き合わせることによって、どこに争点があるのか。その争点について検察官や弁護人がどのように考えているのかという具体的なアウトラインがつかめます。裁判員裁判における冒頭陳述についてはそれほど長いものではありません。そして、証拠調べにつきましても書証については厳選されたものだけが出てくるということになっています。しかも、その内容は図や写真などを多用したものであって、視覚に訴えたり、あるいは耳で聞いてもわかるようなものであります。証人尋問や被告人質問を行っても、争点に関係する端的な尋問を求めておまして、持って回ったような内容の長時間にわたる尋問は予定されておられません。それでも長いという批判が現時点でもあるのですけれども、格段に職業裁判官の時代に比べたら、そのあたりは改善されていると思います。連続的に証人が次々と取り調べられ、被告人質問も引き続き行われますので、心証の形成も容易だということになります。

第3 充実した継続的、計画的かつ迅速な審理の実現

1 公判前整理手続の重要性

時間の関係で、「第3」の点は端折らせていただきますけれども、このような充実した継続的、計画的かつ迅速な審理を実現するためには、裁判員裁判が始まるまでの間に行われる公判前整理手続の在り方が極めて重要だということになります。

この手続は裁判所、検察官、弁護人だけで行う手続であって、裁判員の方々が関与する手続ではございませんけれども、この段階で争点をきちっと確定し、どのように立証するのか、どのように反証するのかということを、きちっと見極め、証拠についても適切な取り調べ方を決める。こういったことをして、計画的で充実した審理を連続的に行うタイムスケジュールを立てることが非常に大事だからです。

2 直接主義、口頭主義の重要性

2番目に書きました点は、供述調書のような書証ではなく、証人がいるときには証人、目撃者だとか、被害者だとかがいるときには、その人から直接聞くというのが、裁判の原点であって、そういった情報をできるだけ法廷で得られるようにすることが極めて重要だということであり、このこともいまままで説明申し上げてきたとおりであります。調書裁判からの脱却の必要性は極めて高いということに尽きると思います。

以上、同じようなことをるるご説明申し上げましたけれども、参考になれば幸いです。これで終わらせていただきます。(拍手)

司会 波床先生、裁判官のご経験から興味深いお話をありがとうございました。

それでは、ここで休憩を若干とりたいと思います。いま2時40分ちょっと過ぎですけども、10分弱の休憩をはさんで2時50分から再開したいと思いますので、申しわけございませんが、ご協力ください。

トイレ等に行く際に、もし質問がありましたら、質問票を後ろのほうで回収いたしますので、質問票を出していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは休憩といたします。

(休 憩)

(再 開)

司会 それでは講演会を続けさせていただきます。

次に、第3の講演者であります神山先生をご紹介しますと存じます。神山啓史先生は、1980年に中央大学法学部法律学科を卒業され、司法修習を終えられた後、1983年から弁護士登録をされまして、第二東京弁護士会に所属されて現在に至っております。主な著書に『審判』『刑事弁護』というものがございます。その他たくさんの著書がございます。あとは、第二東京弁護士会の弁護士研修でいつも刑事弁護について指導員をされたり、大変ご活躍の先生で、裁判員裁判についてもいろんなところで講演をされている先生でございますので、興味深いお話が伺えるのではないかと思います。

先生、どうかよろしくお願いたします。

【講演3】

裁判員裁判によって刑事裁判はどのように変わったか — 弁護人の立場から

神山 啓史（桜丘法律事務所）

皆さん、こんにちは。弁護士の神山です。弁護士になって31年になります。刑事弁護専門にやってきました。

先ほど波床さんが話をされて、これまでの裁判官裁判はこうであったという話を聞きました。聞いていて、そうだなあ、辛かったなあ、というふうに感慨深いものがありました。裁判員裁判は、いまの刑事裁判を大きくかえたと思っています。そのかえた方向は、いい方向にかわったと思います。しかし、完全なものではありません。僕の立場としては、よりいいものにしていきたいと思っています。きょうは3つのお話をしたいと思います。

□公判の審理

■調書→証人

1つ目は、「公判の審理」です。公判の審理がどう変わったかということですけれども、これは波床さんが言われました。これまでは書面が中心の裁判でした。書面が出されて、その書面のやりとりを見ているだけ。しかし、書面から口頭で話をする裁判にかわりました。出される証拠は「供述調書」という、捜査官が関係者から聞き取りをしてつくったもの。これが大きな証拠として提出されてきました。しかし、いまはその調書ではなく、直接証人の方に来てもらって直接話を聞こうというふうにかわってきました。これは非常にいいことだと思います。

■わかりやすい裁判

なぜいいのか。1つ目は、わかりやすい裁判になったということです。2つの意味でそれが言えます。1つ目は、まず傍聴席。これまでの裁判では、傍聴席に座って見ても、一体何が行われているのか、よくわからなかったと思います。ただ書面のやりとりがされている。口を発するとすると「書面のとおりで」とか、「簡単に言うところなんです」で終わってしまう。証拠の中身で、一体何の証拠の、どういう部分が調べられているのかもよくわかりませんでした。しかし、いまは裁判員裁判を傍聴に行かれたらわかると思いますが、傍聴席に座っているだけで裁判員と同じ情報を得ることができます。なぜならば、仮に書面であったとしても、完全に朗読がされます。それもわかりやすい書面になりますから、聞いていてわかるはがです。証人尋問は当然問いの答えを聞いていれば中身がわかります。そして、写真や図面、あるいは証拠物というのも大きく展示をされます。大

画面に映ることがあると思います。したがって、裁判員裁判で何が行われているか、これは傍聴席にいてもよくわかるようになりました。

もう1つは被告人です。考えてみれば、これまでの被告人は、そこに座っていましたけれども、法律の専門家でない被告人が検察官や弁護人がどういうやりとりをしているのかわかっていたのか。書面のやりとりがある。「書面のとおり」だと言われている。もちろん弁護士はちゃんと被告人には事前に話はしていますけれども、いま目の前でやられているやりとりが何なのかについては、正直言ってよくわからない方が多かったのではないかと思う。しかし、いまは被告人さんは、座っていれば、裁判員、傍聴人とまったく同じ目線で、あ、そうだ俺はこの証拠で、こういうふうに言われているのだということがわかるようになりました。これは真に犯罪をやった被告人にとっては、自分の犯罪を省みる契機になりますし、やっていない、えん罪だと訴えている人にとっては、自分は間違った裁判をされていないのだろうかということを見ることになる。

■やりがいのある裁判

もう1つは、やりがいのある裁判。これまでは刑事裁判の結論というのは、捜査機関がいろいろとつくった証拠で概ね決まると言われていました。いまもそれが大きくかわったわけではありませんけれども、しかし証人尋問が中心になり、口頭で語る。こういう裁判が中心になったことによって我々は、特に弁護士は、6人いる市民の方、裁判員の方に直接自分たちが正しいということを訴える。そして、その訴えが功を奏せば、共感を得てもらえれば、自分の結論を取り入れてもらえる。

そして、裁判員は何よりも新鮮な気持ちで裁判がされる。例えば、刑事裁判のルールはこうです。無罪の推定があります。検察官は有罪を確実に立証できなければだめなんです。というルールを、仮にこれまでの裁判で訴えるとするとうどうなるかということ、裁判官がいやな顔をします。それは刑事裁判30年、そんなことは神山君に言われなくても十分わかっている。そういう姿勢です。しかし、裁判員の方はそうではありません。初めて緊張する裁判に立って、そうか、弁護士さんはそういうことを言いたいんだな。これは非常によく真剣に聞いてもらえます。つまり、自分の信念を語ることによって、裁判員の心を動かすことができる。それはまさに腕ですけれども、その腕を鍛える。そこに十分なやりがいを持つ裁判ができるようになりました。これは本当に素晴らしいことだと思っています。

■尋問技術の研鑽

だとすると、課題があります。これは弁護士の立場からですから、弁護士の立場としての課題ですけれども、一番大事なのは、証人が中心になるわけですから、弁護士の課題は尋問技術の研鑽です。

皆さん方は、テレビドラマを見て、弁護士あるいは検事というのはこういうものだろうと思われていると思います。法廷に行くときびっくりすると思います。尋問が下手です。な

ぜ尋問が下手なのかということ、いままで調書中心の裁判をやってきて、尋問の腕を磨くことにあまり精力が注がれなかった。あるいは腕を磨いても、あまり活躍する場所がなかった。しかし、いまは違います。例えば覚醒剤を自己使用して犯罪をやったことが間違いがない人の被告人質問1つとっても、例えば10分しか時間がなくても、その中でどんな人が、どんな生活をして、なぜ覚醒剤に手を出してしまったのか。いまはどんなことを考え、今後の生活はどうしようと思っているのかというような人間ドラマを、きちんとした質問で被告人から聞き出すことができる。そういう技術が求められています。その技術の研鑽については、我々が積まなければなりません。

ただ、これは弁護人だけではないと思います。僕から見れば、検察官はもっと下手です。裁判官はもっともっと下手です。なぜか。それはそういう研鑽の機会がなかったからだと思います。研鑽を積まなくても、市民の方が入っていない裁判では、判・検・弁、仲間内だけで批判をしあっていたから、外から見る批判を受けることはありませんでした。これからは、そうではない。したがって、我々は技術を磨かなければならないということ突きつけられています。

■全ての事件 全ての証拠へ

もう1つは、せっかくそういうふうにして裁判員裁判では調書から証人へ、書面から口頭へとかわってきたわけですから、それが裁判員裁判で裁判員がいるからサービスでやるのではなく、本来我々が大学の法学部で学んだ刑事訴訟法では公判中心主義。そこでは直接証人を調べ、口頭で話をするというような、本来の姿をすべての裁判で取り戻すべきだと思います。すべての事件、すべての証拠で、いまのようなやりとりがされる。それが裁判員裁判をよくしていくことにつながると思います。

考えてみれば、裁判員裁判だけ特別に技術を使う。しかし、ほかの多くの裁判ではその技術を使わないというようなことで、技術が磨かれるはずがありません。裁判官をとっても、ほかの裁判では、出てきたたくさんの証拠を、裁判官室へ持って帰ってじっくり読む。そして判断をするという仕事をしていながら、裁判員裁判だけは法廷で話を聞いて、心証をとって判断をする。そんな使い分けが本当にできるのでしょうか。やはりすべての裁判で、直接法廷の中で証拠調べがされ、それを見て直接心証をとって判断をする。そういうことを我々は日ごろから身につけていかなければならない。それが大きな課題だと思います。

□事実認定の審理

■ルールの確認

2つ目は事実認定の審理の問題です。簡単に言うと、有罪か無罪かが争われる審理というものです。これのどこが一番かわったか。ちょっと変な課題ですが、ルールの確認。い

ま裁判員裁判では、例えば皆さん方が裁判員に選ばれたとします。こんなにいっぺんに選ばれませんが、6人選ばれたとすると、部屋の中で裁判長からこう言われます。「刑事裁判にはルールがあります。被告人が犯人かどうかは、検察官が証拠によって証明しなければなりません。被告人や弁護人が無実を証明する必要はありません。不確かなことで人を有罪にすることは絶対に許されません。出てきた証拠を常識に従って判断して、間違いがないと言えなければ犯人にはできません。出てきた証拠を常識に従って判断し、疑問が残れば無罪にしなければなりません。みんな、このルールのもとで審理をしてください」。こう言われるはずで。これがすごく大きな改革だと思います。

もちろん裁判官は、刑事裁判ルールを知っています。しかし、言葉というものは大きな力を持っています。1個1個の裁判で、裁判ごとに裁判長がわざわざ言葉にして述べる。それは刑事裁判のルールといえども裁判官の頭の中にもう一度思い起こさせる。もう一度想起させる。そういう力を持っているわけです。

そしてもう1つ、言われた裁判員は、あっそうか、刑事裁判ではそういうルールがあるのだ、ルールどおり判断しなければいけない。日本の裁判員は真面目ですから、そこで言われたルールをルールとして受けとめて裁判をしようと思います。つまり、刑事裁判のルールどおりの裁判が行われる。いまのように毎回毎回必ず言葉に出して言われる。これは大きな力があると思います。

■密輸事件の無罪

その結果、どういういいことが起こっているかについては、2つ挙げておきます。1つは、先ほど本庄さんが言われたように、無罪判決の確率はそんなに高くはなってはいませんが、我々弁護士会から見ると、覚醒剤の密輸事件でかなりの数「無罪」という判決が出されています。これは画期的なことだと思います。なぜかというと、従来と同じような証拠を検察官は出しているはずで。しかし、従来はそれはほとんどが有罪でした。しかし、市民が入った裁判員が判断することによって、無罪というのが出るようになりました。

これ大きな2つの理由があります。1つは、市民が常識に従った判断をしていることだと思います。よくある検察官の論告ですけれども、有罪の1つの理由によく挙げられるのは、税関で覚醒剤が発見された瞬間、被告人が平然としていたと。確かに言いたいことは、自分が持ってもいないものが見つかったのだから、うろたえるだろうと。こういうことなんだと。しかし、市民の方の判断はこうです。平然としていたと言ったって、いきなり自分の知らない覚醒剤があって、頭が真っ白になってどうしようもなくなって金縛りにあうと、そういうこともあるのじゃないですかと、市民の方が言われるわけです。そのとおりでしょう。税関で覚醒剤が見つかって平然としていたことにどんな意味があるんですかというのを、改めて問い直す。それが常識というものです。

もう1つは、刑事裁判のルール。疑問が残ったら無罪なんです。間違いなく犯罪でない

と言わなければなりません。この場合であれば、間違いなく覚醒剤と知っていたということが言えなければ、有罪にはできない。このルールどおり適用した無罪判決がたくさん出ていると思っています。

■無罪判決の尊重

先ほど本庄さんも言われましたけれども、最高裁の判決に書いてありましたが、一審で裁判員が出した判断については、控訴審は基本的に無罪判決を尊重しましょう。その無罪判決に論理則や経験則違反がない限り、高等裁判所が裁判官だけの判断で破棄することは基本的にはできませんよという判決が出されました。それは、裁判員裁判における市民の常識に信頼を置こう。そして、市民の常識に信頼を置いていいんだということ、最高裁自らが確認をした判決だと思います。もちろん、先ほど本庄さん言われましたが、そのあと、どういう意図なのかなとわからないような判決も出ていますので、今後その推移を見守る必要があるように思います。

■説明の内容・方法

しかし、事実認定の審理が、ルールがいちいち確認されたことによって完全によくなったわけでももちろんありません。そこには大きな課題も残っています。1つは、説明の内容や方法の仕方です。どういう内容の説明を裁判員にするのか。どういうタイミングでするのか。どういう方法、例えば口で言うのか、印刷物を渡すのか、パネルにするのか。というようなことを考えることによって、この伝わり方がかなり違います。同じことを、例えばきょうの本庄さん、波床さん、神山の3人がしゃべったとして、同じようなことを言っているのですが、伝わり方は違うはず。そうだとすると、本当に間違いのない裁判をやってもらうためには、どのような説明の内容でなければいけないのか、どういうタイミングでなければいけないのか、どういう方法でなければいけないのか、ということが本当はもっと検証されなければならないと思いますが、まだまだこの辺の検証は進んでいません。

そして、弁護人は、だからこそではありませんけれども、いま裁判員裁判での無罪を争う裁判では必ず論告のあとの最終弁論の際に、この刑事裁判のルールを、弁護士自らがちゃんと語るようにしています。そうすることによって、いわば裁判官を信用しないわけではありませんけれども、弁護人の口から念を押すということをやっています。

■評議の進め方

もう1つは、評議の進め方です。実は、評議は我々から見るとやはりブラックボックスです。裁判員は裁判員事件が終了したときにアンケートをとることになっています。そのアンケートを見ると、概ね評議の進め方が強引であったとか、ひどかったというようなことはありませんけれども、中には裁判官の進め方に少し問題があったというようなことも

書かれているようなアンケートもないわけではありません。それが氷山の一角ではないのかと言われると、そうかもしれませんが、しかし氷山の一角と言えるかどうかは、かなり慎重に考えてみる必要があると思います。

皆さん方もそうだと思います。アンケートの中に、直接一文を書くというのは、なかなか勇気のいることですよね。その勇気のいる一文の中に、裁判官の評議の進め方にいささか問題があると書かれているとすると、それはその人にとってはインパクトのあった出来事だったんだと思います。

もう1つは、守秘義務というのがあって、裁判員裁判の経験は外に語ることはできません。もちろん僕自身も守秘義務が必要であると思っていて、誰が反対したのかとか、そんなこと言い出したらぐちゃぐちゃになっちゃうから、それは絶対許されませんけれども、評議の進め方はどうであったのか、評議はどのような順序で進められたのかということについては、もう少し守秘義務を緩やかにして、よりよい評議を追求するために、経験談などから議論されるようになれば、そのほうがいいのかなと思っています。

いずれにしろ、裁判員の方が入って、自らの常識が本当に発揮できているのかどうか。こういったことについては、どこかのところでちゃんとした検証を試みる必要があるように思います。

□量刑の判断

3つ目は、量刑の問題です。これは量刑の判断の問題です。波床さんの順序とは逆になります。私のほうは、事実認定のほうを、あるいは否認事件を先にやり、自白事件のほうを後に持ってきました。

■2つの類型

量刑の判断には大きく2つの類型があります。一般の新聞報道等を見ますと、裁判員の裁判が入ることによって、量刑が基本的には重くなったと評価されることが多いですけども、僕はそうは思っていません。1つは、性犯罪や傷害致死という類型で、これは確かに刑がワンランクですかね、ちょっと重くなっています。例えば、いままで山が6年だったものが、山が7年になっているとか、若干動いています。それは性犯罪というものが、性的自由の侵害というものに対して、従来の判断はやや軽いんじゃないのかという市民の方の意見が多く占めている。もう1つは傷害致死ですね。殺人ではない傷害致死ですけども、しかし、人が死んでいるということを、もっと重視すべきではないのかという意見が少しあるのではないかというふうに思う。

ただ、もう1つの類型。これは刑が軽くなっているというよりも、従来よりも執行猶予、刑務所に入れないで、世の中で更生させましょうという率が増えている事件があります。1つは、強盗致傷。もう1つは放火です。これは人が死んでいない。そして、強盗致傷の

場合は財産的犯罪で、強盗致傷というのは類型がいろいろあって、非常に軽いタイプの強盗致傷もある。被疑者国選になりましたので、弁護士が早い段階から付いて、示談をちゃんととって、謝りに行って、被害の弁償もする。そして、家族もしっかりしていて、ちゃんと立ち直るといふのであれば、執行猶予を付けましょう。放火も危険犯で、人が死ぬといふのなら別ですけども、そうではなくて、燃えたけれども、謝りに行って、保険で賠償し、二度とそういうことはしません。しかも、大体放火といふのは、精神的な病等を持っておられる方が多いですけども、それについてもケアをするといふことを、弁護がきちんとすることによって、執行猶予が増えてきたといふ類型があります。

なぜそうなるのかといふことを、僕自身の考えで言えば、裁判員の方が被告人そのものをよく見ておられるのだと思います。この被告人の将来について、どうしてあげるのが一番いいのかといふようなことを真剣に考えられている。そういう1つの表れが、いまのようなどころに出てくるのだと。逆に言うと、弁護士がいい加減で、ちゃんと被告人の、例えば質問の中で反省を言わせているのだけれども、紋切り型の反省の言葉を言わせたり、あまり具体的な監督指導の態勢をとっていなかったりすると、そこは厳しい批判を受けていることも、また事実です。

■検索システムの利用

こういう類型の中で、なぜこういうふうに分かれてきたかといふことですけども、1つは、裁判員裁判になって大きく変わったのが、検索システムの利用です。何かといふと、裁判官、検察官、弁護人が共有して過去の裁判員裁判の量刑、結果をデータベースで見ることができる。これは画期的なことです。なぜかといふと、これまでの裁判官裁判の裁判といふのは、量刑相場といふのを裁判官が持っていて、裁判官が、先ほど波床さんも言われましたけれども、経験を積んでいるので、大体このあたりだといふことはわかる。僕らから言うと、口は悪いですが「ほんとにわかるんですか？」という感じでしたけれども、ともかくわかると言われていました。それはどうもブラックボックスで、なかなか検証のことができませんでした。しかし、いまは裁判官も検察官も弁護人も共有して1つのデータを議論できるようになりました。

例えば強盗致傷、タクシー強盗の事件。凶器は使っている。刃物だ。そういう検索条件を入れると、グラフが出てきます。そのグラフの中で考えると、何年から何年ぐらいに、これまではなってますねと。それを参考にして、量刑ですから、これまでと同じようなことをやっているのに、極端に刑が重くなったり、軽くなったりするといふのは、公平ではありませんので、そこはその観点で考えていく。同じ土俵に乗って議論ができるということになりました。

■行為責任の確認

そこで強調されているのが、行為責任の確認というものです。刑罰の目的は、やった行

為に対してその責任を問うこと。したがって、刑の重さというのは、やった行為の重さに、いわば見合うものでなければならないという考え方です。法学部で刑法を習うと、当然のように出てくる言葉です。僕は、これを確認しているというのは非常に大事だと思います。やはり人間は、いまの日本国の憲法や人権保障では、やった行為、それ以上の責任は絶対に問われない。これは確認してほしいわけです。やった行為の重さを超えて、君はまたやるだろう、だから重くしておこうというのは、それは将来を一方的に予測されているので、こんな判断がまかり通るようになったら大変なことです。やったことは過去のことですから確定していますよね。君のやったことは、こうこうこういうことです。動機はこのように悪質だ。犯行対応はこのように悪質だ。結果もこのように重大だ。だから、君のやった行為については、こういう責任は問われます。しかし、それ以上は問われないということです。行為責任をちゃんと確認しているのが非常に大事なことだと思います。

1つ懸念は、行為責任があまり強調されすぎると、やったことは本当に大変なことをやってしまったのだけれども、しかしその人が深く反省をしていて、本当に家族も一生懸命になっていて、もう二度とそういうことをやることはないだろうと思われる人についても、やっぱり同じなのかと考えると、2つ考え方があります。やった行為に見合う刑はそれはしょうがないのだ。応報なんだから我慢しなさいという考え方と、応報ではあるけれども、しかしその中でも、そういう事情があれば十分考慮しましょうという考え方です。

これから一般市民の方がどちらの方向に動いていくのか。これはわかりませんが、僕は、市民の方々が目の前にいる被告人を非常によく見ておられる。僕自身も裁判員裁判に何回も立っていますけれども、本当に被告人の一挙手一投足を食い入るように見ておられる。この人の将来に思いを馳せられているのだと思いますけれども、それがいい方向に出ることを祈っているというところです。

■なぜ有利なのか なぜ〇年なのか

このように量刑の判断がされるようになったことによって、どういう課題が残されているのか。これは弁護士ともう1つは、本庄さんが中心とする研究者へのメッセージでもあります。まず弁護士にとっては、非常に責任が重くなりました。それは、裁判員の方は、弁護士の先生は、例えば若い、反省している、被害弁償もしてる、ということが有利な事情だと言われる。何で有利なんですかと。反省してるのは、悪いことをしたら、普通するでしょ。反省してなかったら大変だけれども、反省してるのが「どうしてプラスの事情になるのか」と言われると、弁護士はいままで窮していました。えっ、当たり前じゃないか思っているわけです。もう1つ、検察官は求刑6年。「何で6年なんですか」と。法定刑を見ると、もっと幅があるじゃないですか。何で6年なんですかと。弁護人も、本件は「執行猶予が付くべきです」と言いますよね。「何で執行猶予なんですか」と。確かに執行猶予も法定刑に入っていますけれども、なぜ執行猶予が付くことになるんですかと。こういう説明を必ず求められます。それはそうだと思います。

実は、裁判員裁判の準備段階を経ていまの裁判員裁判をやっている、本当によくわかったことですが、これまで弁護士、検察官は、ごまかしていたんだと思います。これまでの弁護士の弁論は、こんなようなものです。第1、犯罪事実に関する情状。第1点、偶発的である。第2点、犯行態様が軽微だ。第3点、結果もさほど重くない。第2、一般情状。反省している。両親が指導監督を誓っている。被害弁償もしました。第3、結論。以上を総合すると、よくわかりませんが、執行猶予が相当だとか、こういう弁論。よくわかりませんが、というところはもちろん言いませんけれども、裁判員にとってみれば、そのように取られるようです。そこには裁判員の方は一生懸命検察官の論告を聞き、一生懸命弁護人の弁論に耳を傾けられています。だからこそ裁判員の方が要求するのは、神山先生が執行猶予が相当と言った。それは聞く耳を持ちましょう。聞く耳を持つかわりに、なぜ神山先生は執行猶予という結論が正しい結論だと言うのか。私にわかるように十分に説明してください。こういう気持ちがあるのだと思います。それはまったくそのとおりだと思います。だとすると、弁護の技術は何を考えなければいけないのかというと、ちゃんとした説明責任を果たすということだと思います。

■量刑のあり方の議論

もう1つ、量刑のあり方の議論。これは非常に難しい問題があります。事実認定。例えば犯人か犯人でないか。もうちょっと言うと、この証人は犯人を見たと言っているけれども、それが信用できるのか、できないのかというようなレベルについて、裁判員の方に常識を発揮してもらおうと、わりとわかりやすいですね。なぜかというと、日ごろ一般市民としてそのような判断をしている場面がたくさんあるはずですから、それはいわゆる常識、経験則というものを当てはめればいい。しかし、量刑判断。事実まったく争いが無い。やったことには間違いない。ただ、法定刑を、例えば殺人だと5年から死刑の間で、この殺人にとって一番妥当な刑は何年かと言われても、そう簡単に答えられるものではない。だとすると、市民の方が常識を発揮し、そしてこれまでの裁判で同じようなことをやりながら刑を受けている人と、さほど不公平になってはいけません。しかしながら、ちゃんとした理屈も立って、これが妥当な刑だと言えということについては、どういうふうに量刑は考えていくのかという量刑のあり方。量刑というのはこのような考えで、このようにして結論を出していくのだということの研究が、もっともっとされなければいけないと思います。それは、いわゆる日本の国が有罪無罪だけではなく、一般市民、裁判員が入って、裁判員の方に有罪である人の刑の相当な刑を市民の方に決めてもらおうというときに、どうしても必要な議論だと思います。

そのところをいい加減にしておくと、簡単に言えば、言い方は悪いですが、裁判官が誘導して、「みなさん、よくわからないでしょ。お任せください。いままでこうです。ならば、今回もこんなのでよろしいんじゃないでしょうか」と、こうやってしまえば、せっかく市民の方に入ってもらった裁判員裁判のいいところがなくなるように思います。それ

は先ほどの本庄さんの話ですと、裁判員の裁判員裁判への情熱、意欲、参加意識というのを失わせる方向に動いてしまう。それは非常に残念なことになると思います。ぜひこういう議論をちゃんとしていく必要があります。

裁判員裁判は、弁護士にとっては、試練とやりがいの背中合わせての時代だというふうに思っています。やりがいというのは、先ほど言ったとおりです。弁護士が自分の腕で証人尋問をし、弁論をすることによって、一般の市民の方を説得することができる。そして、説得して共感し納得してもらえれば、自分たちの味方になって評議に入ってもらえる。こんな素晴らしい仕事はないと思っている。これは非常にやりがいを感じます。

一方、弁護士にとって試練の時代です。それは被告人を守るという意味においても技術を磨かなければなりません。尋問が下手であれば、どんなに伝えようとしていても伝わりません。よく言われるのは、あの弁護人は何を聞いているのか、なぜあのことを聞いているのか、よく意味がわからなかったと言われることです。弁論が論理的でなく、いまのような説明がなされていなければ、弁護士さんはいろんなことを言っていたけれども、結局何が言いたいのかわからなかった。そうなってしまうと、被告人を守ることはできません。

もう1つあります。一般市民の方が入ったことによって、法曹三者、裁判官、検察官、弁護人に対して厳しい目を向けています。我々はプロの法律家として、その市民の目に耐えるプロとしての仕事、プロとしての所作、プロとしての技術を発揮しなければならないのだと思います。

裁判員裁判は、我々にとっては、いま言ったように試練とやりがいを与えてくれています。しかし、このことは決して日本の刑事裁判にとって悪い方向には行かない。裁判員裁判のお陰で日本の刑事裁判は、よりいい方向に動くだろうと、僕は確信をしています。

ありがとうございました。(拍手)

司会 神山先生、いつものように熱いご講演をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第4番目のご講演を南部さおり先生にお願いしたいと思います。パソコンのセッティングの時間がありますので、いましばらくお待ちください。

この時間を使ってちょっと説明をさせていただきたいのですが、南部先生のご講演が終わったあとに、神山先生と南部先生への質問票は休憩をとらずに集めたいと思います。通路に集めにまいます。見るとその筋の人というのが集めにまいますので、渡していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、南部先生のご経歴を紹介させていただきます。南部先生は2005年に横浜市立大学医学部医学科社会医学専攻の博士後期課程を修了されました。医学博士をお取りになりまして、同2005年に横浜市立大学医学部の法医学教室助手になりました。その後、2007年から法医学教室助教をされています。2013年からは、葉山町の要保護児童対策地域協議会の委員をされています。主な著書に『代理ミュンヒハウゼン症候群』というも

のと、『児童虐待 親子という絆、親子という鎖』というものがあります。そして、啓蒙書にあたるのですが、『文系法医学者のトンデモ事件簿』というのを出版されていて、実は南部先生は医学を学ばれると同時に刑事法についても学ばれましたので、私これ拝読しましたが、わかりやすい本をお書きになっておりますので、ぜひ機会があればお読みいただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【講演4】

法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点 ～ビジュアル証拠を中心とした検討～

南部 さおり（横浜市立大学）

皆さん、こんにちは。横浜市立大学の法医学教室からまいりました南部と申します。錚々たる先生方のお話のあとで私のような者がお話をするというので、ちょっと心許ないかぎりではあるのですが、お付き合いいただければと思います。

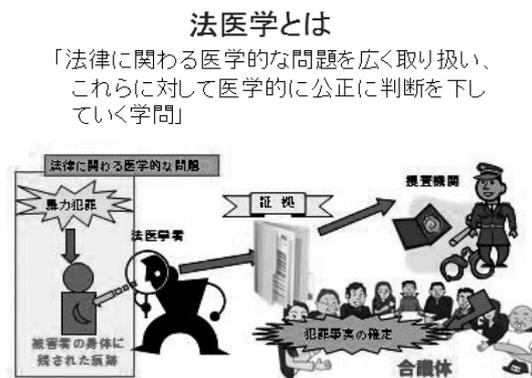
ほかの先生方はレジュメを用意されていたのですが、私のほうはレジュメの用意はございません。というのは、50分という与えられた時間に対して60数枚という非常識な数のスライドを盛り込んでおりますので、スライドのほうを注視して見ていただきたいと思っております。

今回、私のほうからは「法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点」～ビジュアル証拠を中心とした検討～。「ビジュアル証拠」という言葉は聞き慣れないかもしれませんが、写真だとか、アニメーション、CGなどを含めました視覚に訴える形の証拠について、裁判員裁判で取り扱うとどういった問題があるかという点についてお話したと思っておりますので、ガリガリの法医学的な話を期待された方からすると、少々期待外れかと思われるかもしれません。そうした場合は、最後の質問用紙を活用していただきまして、ご質問を別途していただければと思っております。

・法医学とは

私がいま所属しております法医学という学問分野ですが、「法律に関わる医学的問題を広く取り扱い、これらに対して医学的に公正に判断を下していく学問」ということで、これは法医学の教科書に書かれている定義です。つまり、法律家の先生方にも意識されていないのですが、法医学というのは法律のためにある医学の分野になります。

具体的に言いますと、暴力犯罪が起こった場合、多くの場合何らかの痕跡が被害者の体に残されることとなります。これが法律にかかわる医学的問題です。そこで法医学者が、被害者の身体に残された痕跡のほうを観察し、医学的に分析することで、証拠を作成します。その証拠を捜査機関に提出し、捜査機関が裁判所にこれを提出することで、犯罪事実の確定のための証拠の1つにする。こういった場面を担うのが法医学という領域です。



そして今回、裁判員裁判になったということで、犯罪事実の確定に一般の市民の方々が入ってくるということになりました。

・八戸母子殺人事件

こういった法医学的な証拠を一般の方が扱うことについては、裁判員裁判が始まる前から結構心配されていたんです。この事件「八戸母子殺人事件」ですけれども、これは2008年1月に青森県八戸市で18歳の少年が母親と弟・妹の頸部をサバイバルナイフで切って殺害した後、アパートに放火したという事件です。長男は殺害した母親の腹部を「心を探すため」ということで十文字に切り裂きまし、オルゴールの付いた20cmほどの女の子の人形を埋め込んでいたという、猟奇的な殺人事件であったわけです。

【八戸母子殺人事件】
2008年1月青森県八戸市で18才の少年が母親(当時43)二男(当時15)長女(当時13)の三人の頸部をサバイバルナイフで切って殺害した後、アパートに放火した事件。長男は殺害した母親の腹部を「心を探すため」に十文字に切り裂き、オルゴールの付いた20センチほどの女の子の人形を埋め込んでいた。

遺体発見状況から司法解剖の様子まで約50枚の死体写真が提示

「腹部が大きく切り裂かれています」
「上腕部に貫通した創があります」

裁判員に選ばれた市民は「そんなものは見たくない」が本音では

写真の中には被害者の衣服を脱がせ、全身を撮影したのもあった。死者の尊厳、あるいは被害者の権利にも配慮必要では。

この裁判を傍聴した記者さんが、このように訴えられていました。まず、裁判では、遺体発見状況から司法解剖の様子まで約50枚の死体写真が提示されていた。当然傍聴席には見えないような形で示されているのでしょうかけれども、「腹部が大きく切り裂かれています」とか、「上腕部に貫通した創があります」だとか、ちょっと穏やかでないような解説を加えられていたようです。これに対してこの記者さんは、裁判員に選ばれた市民は「そんなものは見たくない」というのが本音ではないかと指摘し、さらに写真の中には被害者の着衣を脱がせ、全身を撮影したのもあった。死者の尊厳あるいは被害者の権利にも配慮が必要では、というふうに指摘されています。

・いち法医学教室員の疑問

こういった報道に触れまして疑問に思ったのが、裁判員となった一般市民の人に「そんなものは見たくない」と言われるような写真を無理やり「ほら、見ろ」という形で見せるというのは、本当に必要なのかということです。

それに対しまして、死体や傷の写真をイラスト等に置き換えることで、果たして事件の深刻さ、被害の重大さをきちんと伝えることができるのかということも、大きな疑問としてあります。

我々法医学の立場から考えますと、事件のときに「何があったのか」ということをきち

いち法医学教室員の疑問

- ・裁判員となった一般市民に、「そんなものは見たくない」死体の写真を「無理やり」見せることは本当に必要か？

逆に

- ・死体や傷の写真をイラスト等に置き換えることで、果たして事件の深刻さ、被害の重大さを伝えることができるのか？
- ・事件時「何があったのか」を伝えることこそが、死者の尊厳・被害者の権利擁護ではないか？

んと伝えることこそが、死者の尊厳や、被害者の権利擁護ではないかというふうを考えますので、やたらと「そんなものは見たくない」といって隠してしまうといったことに問題はないのかなというのが、まず疑問としてあります。

ということで、本講演では、こうした問題について、裁判員裁判と法医鑑定について、それから実際の裁判員裁判についてもご紹介しまして、その上訴審、それからビジュアル証拠の問題、アメリカの陪審員裁判の実際、裁判員への心理的負担への配慮。こういった構成でお話を進めていきたいと思えます。

・裁判員裁判と法医鑑定

（「鑑定書」を示して）これが実際の「法医鑑定書」です。鑑定する人によっていろいろなスタイルがありますが、だいたい表に「鑑定書」と書いて、鑑定人の名前が書いてあってという形です。この「鑑定書」の中に、「法律にかかわる医学的問題」が詰め込まれているという形になります。中身を見ていただきますと、漢字のほうが絶対的に多いんです。いまどきの医学書だとか、医者が書いたカルテだとかいうのは、英語と日本語が半々か、ラテン語とかそういったものが混在しているものなんですが、法医学では非常に漢字が多い。しかも難しい漢字が多いということで、一見して厄介な書類です。

こうした鑑定書の中身としては、こういった表現を傷について行います。「右大腿内側面に拇指頭面大（ぼしとうめんだい）の暗紫赤色（あんしせきしよく）皮下出血を認める。右膝前面に暗紫色米粒大（あんししよくべいりゅうだい）2個、内側面に粟粒大（ぞくりゅうだい）2個の変色を認める」。すでに言葉が相当耳慣れないですよ。「右下腿前面淡黄褐色（たんおうかつしよく）、鶉卵大（じゅんらんだい）の変色を認める」。こういった表現をするわけで、写真を見せないとなると、こういった鑑定書をパッと見せられて、何書いてるんだ？、という感じです。

この鑑定書の中身を説明すると、それだけですごく時間がかかってしまうので、簡単に言いますと、法医鑑定書の中身としまして、傷の大きさとか形状とか、そういったものを文字に起こさなければいけないんです。この傷というのは、それぞれが丸いですよね。丸いものについては、その大きさについて、小さい順にこういう表現をします。点状（てんじょう）、斑状（はんじょう）、粟粒大（ぞくりゅうだい）、米粒大（べいりゅうだい）、小指頭面大（しょうしとうめんだい）、これは小指ですが、これも示指頭面大（ししとうめんだい）とか、拇指頭面大（ぼしとうめんだい）とか指の大きさによってまた違うんです。それから鶉卵大（じゅんらんだい）、ウズラの卵の大きさ。鶏卵大（けいらんだい）、最後に鶯卵大（がらんだい）、ガチョウの卵です。こういった丸いもの大きさを示すのに、だいたいの方がイメージしやすいようなものを持ってきて、書き付けるのですけれども、一般の方からすると、まあ読みにくいことこの上ないわけです。

赤色といってもものすごくたくさんの赤色があります。(色見本を見せて) 淡黄赤色 (たんおうせきしよく) …、面倒くさいからやめますけど、鮮紅色 (せんこうしよく) というところまで、その赤の表現の書き方それぞれを見て、法医学者であれば、その文章を見て、パッと、この傷が一番新しいとか、これはだいぶ古いということがわかるんです。法医学者にとっては非常にわかりやすいものとなっていますが、法医学以外の人からすると、めっちゃめっちゃわかりにくいものになっているわけです。

裁判員制度が始まるよということで、2007年に日本法医学会の総会で、「裁判員制度への法医学の対応」というシンポジウムが行われました。そこに最高検の偉い方が来られました。従来の鑑定書の形式では専門的用語が難解であると。あと、鑑定経過などの記載が長文に及ぶ。あんな言葉を使ってダラダラと書いていくものですから、そりゃあそりゃあ長くなるわけで、ということで「来る裁判員裁判までに改善されたし！」ということを言明されて帰っていかれたということで、我々法医学教室の人間も、「どうなるんだ、法医学は！」と不安だらけだったんですが、こういった最高検の意向を受けまして、日本法医学会のほうで2009年に「司法解剖標準化指針」というものを出しました。

面倒なので読んではいかないですけども、ともかく客観的、論理的、明瞭、平易。簡単に書けるところは簡単明瞭に書けというふうなことを指針として出したということがあります。

ところが、これに対しては、果たしてこれで再鑑定ができるのかなという疑問が出てまいります。例えば、傷の形状って簡単に書こうと思ったら、いくらでも簡単に書けるんですね。たくさんある色見本の赤も、はい「赤」というふうに書いたらそれまでなので、簡単にわかりやすいような形で書いたものしか残ってなかった場合、もしかしたらあれはえん罪だったかもしれないとなったときに、あとから別の法医学者がその鑑定書を見たときに、その判断が本当に妥当だったかということをやっと判断できるのかということ、非常に疑わしいわけです。

2007年 第91次 日本法医学会総会 シンポジウム「裁判員制度への法医学の対応」

- ①従来の鑑定書の形式では専門的用語が難解である
- ②鑑定経過などの記載が長文に及ぶ

来る裁判員裁判までに、
改善されたし！



最高検



- 3.2. 鑑定書は論理的、客観的で、明瞭・平易に記載する。
- 3.3. 鑑定書は、解剖所見、検査所見等の客観的「所見」、死因及び解釈に関する「説明」、並びに、鑑定嘱託項目に沿って要約された「結論(鑑定)」の部分で構成される。説明の部は、所見・結論の部に簡述できる場合、省略できる。
- 3.6. 「結論(鑑定)」では、鑑定嘱託事項にしたがって、簡潔・明瞭に記載する。

・実際の裁判員裁判とその上訴審

「出入国管理及び難民認定法違反、殺人、死体遺棄」

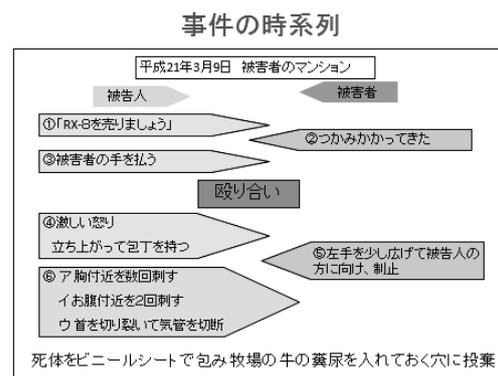
まさしくこういった点が問題になった実際の裁判の内容を見ていきたいと思います。これは2009年12月ですので、裁判員制度が開始してから間もない時期の裁判員裁判で、10倍ぐらいの競争率の抽選に、私も並んで傍聴してきた事件でもあります。

この事件の冒頭陳述の内容ですが、中国籍の被告人は、RX-8という自動車を所有していたが、当時の勤務先の上司であった被害者が、同車を気に入って乗り回して、被告人は被害者のボロ車を使わされていた。ある日、被告人は被害者の車で飲酒運転した際に物損事故を起こしてしまい、実はこの被告人はオーバーステイだったということもあって、捕まるわけにいかないということで、その場に車を放置して逃亡しました。そうしましたところ、同車の持ち主であった被害者が、事故の相手と示談を任せろということで間に入ってきて、3～40万用意しなければいけないということで被告人に対してお金を要求した。被告人は、実家に泣きって何とかこのお金を用意して被害者に渡したんですけども、さらに後日「やはり足りない。あと60万円用意しろ」という形で要求してきたので、困ったということで、被告人はRX-8を売ったお金で60万円を払って終わりにしようと考えたわけです。そうしたところ、被害者は車をすごく気に入っていたので、手放したくないということで、「もっと割のいい仕事を紹介してやるから」とか、「もっといっぱい働けばいい」とかいう形で、車を売るのには反対していたんです。

・事件の時系列

ということで、事件の時系列ですけども、これは実際に裁判員に配られた事件の時系列表とまったく同じものです。1個の殺人事件をこんなに単純化できるのだということに、私はすごく感動しました。

平成21年3月に被害者のマンションで、これらのやりとりが行われてきた中で、被告人が「RX-8を売りましょう」と言ったところ、被害者がつかみかかってきた。そして、被害者の手を被告人が払って、殴り合いになって、激しい怒りを被告人がおぼえまして、立ち上がって包丁を持った。被害者が左手を少し広げて被告人のほうに向け制止をした。これはあとから出てくる防御創と関係があるのですが、被告人は胸付近を数回刺し、お腹付近を2回刺して、首を切り裂いて気管を切断するという非常に残虐な殺害方法で殺害をします。さらに、その死体をビニールシートでくるんで、被告人が以前働いていた牧場に持っていきまして、牛の糞尿を入れておく穴に投棄した。これが犯行の全容になってい



ます。

・争点

本件では、殺意がどの時点で生じたかという点と、包丁を手にしたときからすでに殺意があったのか、という点が争点として提示されていました。

・包丁の現物

実際の手続で、透明のケースにこのように陳列しているもののように包丁を入れて、裁判員たちのところにも、これが実際に「事件で使われた包丁です」という形で回覧するんですけど、実際に人を殺した包丁じゃないですか。すごいおっかなびっくりで、ともかく手にとって回して、まさしく「見て聞いてわかる裁判」というわけですが、こういった手続も行っていました。

包丁の現物

透明のケースに入れた包丁を最初に被告人に示し、「本件で用いた凶器で間違いないか」確認。裁判員・裁判官が手に取って眺めた上、裁判所が領置。



・被害者の遺体写真（検察官のアナウンス）

さらに被害者の死体の写真を示す場面で、この当時から検察官の事前の注意みたいなことが行われていまして、「これから、ご遺体の発見された時の写真をお見せします。悲惨なご遺体の写真ですので、傍聴席に向けた大型モニターには映しません。裁判員の方々には是非とも見ていただきたいと思いますので、どうぞ、お手元のモニターの方をご覧ください」と言って、何枚か発見状況の写真を見せていました。



被害者の遺体写真 （検察官のアナウンス）

検察官「これから、ご遺体の発見された時の写真をお見せします。悲惨なご遺体の写真ですので、傍聴席に向けた大型モニターには映しません。裁判員の方々には是非とも見ていただきたいと思いますので、どうぞ、お手元のモニターの方をご覧ください。」

検察官「これから、被害者の遺体の状況についてお示しします。検察は、被告人の行った行為を知るために必要であると考えます。」

そして、その次に「これから、被害者の遺体の状況についてお示しします。検察は、被告人の行った行為を知るために必要と考えます」ということで、とりあえず見ろという形で、言った上でモニターに映すということを行っていました。

・法医鑑定の内容

法医鑑定の内容もそこで出るということだったので、私は、法医学者が出てくるのだと思ってワクワクしていたのですが、検察官が「私がこれから話す内容は、司法解剖を行った医師が話しているものとして聞いて下さい」ということで、結局法医学者の人は出てこなかったんです。

「司法解剖の内容を理解するために、人体図を用いて、それぞれの創については番号をふって、末尾に一覧表を設けていますので参考にしてください。また、司法解剖時に撮影したそれぞれの創の実際の写真も次頁以降にお示ししてありますので、参考になさって下さい」という形で、裁判員それぞれに配布するという形で示していました。

・被害者の傷の状況、成因

これはモニターに映されたものです。①から⑧番の創がありまして、①の創が創の長さ15cmで、首の気管を切断している。鋭い刃物で形成されている。

②番、心臓を傷つけて大量出血を引き起こして、死因となった創。

③番、創の深さ11.3cm。鋭い刃で刺した傷で右心室を切り貫いて大量出血を引き起こした。

④番、お腹の刺し傷の1個。深さ6.5cm以上の刺し傷。

⑤番、深さ5.3cmで横隔膜を刺し貫く傷。

⑥、⑦、⑧は、いずれも防御創に当たるものでして、⑥番が、10.5cmの長さの切り傷。

⑦、⑧は、いずれも貫通した刺し傷。

こういった形でそれぞれの傷について示し、創②と③が死因で、いずれも大量出血を引き起こしている。創①も相当深く、②と③で即死せず少しの間は動いていた可能性もあり、死因となった可能性はありうるが、出血がほとんどなかった。ただし、これは生活反応がなかったとは言い切れず、被害者の遺体は糞尿に長い間浸けられ、腐敗も進行していたことから、出血の有無についての正確な判断はつきかねる。

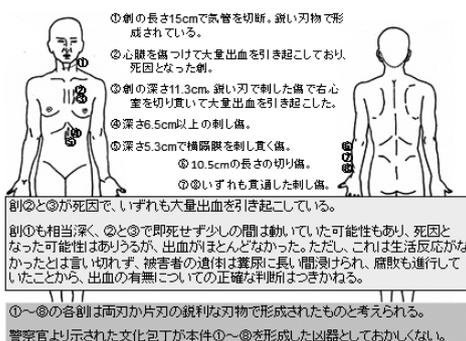
さらに、①～⑧の各創は両刃か片刃の鋭利な刃物で形成されたものと考えられる。警察官から示された文化包丁、つまり先ほど裁判員の皆さんが回覧した包丁が、本件①～⑧を形成した凶器としておかしくない。というふうなアナウンスをしていました。

法医鑑定の内容

検察官「私がこれから話す内容は、司法解剖を行った医師が話しているものとして聞いて下さい。」

検察官「司法解剖の内容を理解するために、人体図を用いて、それぞれの創については番号をふって、末尾に一覧表を設けていますので参考にしてください。また、司法解剖時に撮影したそれぞれの創の実際の写真も次頁以降にお示ししてありますので、参考になさって下さい。」

被害者の傷の状況、成因



腐敗した死体だったのでということで、裁判員としてはどうなんでしょうね。新しい死体と腐敗した写真だと、どっちが心理的に辛いかはわからないのですが、少なくともモニターで映したプラス手元に配られたということで、じっくり見なければいけなかったということなので、かなり負担だったのではないかなとは思いますが。

・判決後の裁判員の記者会見（新聞報道）

ということで、これ被告人に懲役 18 年の判決が下されているのですけれども、この判決のあとで裁判員たちがインタビューに答えています、「専門用語は理解できたか」という記者からの質問に対しては、「検察官も弁護士もわかりやすく、図にして説明してくれたので、理解するのに苦労はしませんでした」。

それから「遺体の写真を見た気持ちは」という質問には、「見るかどうか迷ったんですけど、見ていません」と。その場で順次示して、ほら見ろと言われて、見ていませんという強者もいるんだと思いますが、ほかの裁判員は「裁判なので見ようと思った。目を背向けることはなかったが、女性には厳しかったかも」と、2 番（見ていませんと言った人）をかばい気味なことを言っています。

判決後の裁判員の記者会見(新聞報道)

Q. 専門用語は理解できたか

3番 検察官も弁護士もわかりやすく、図にして説明してくれたので、理解するのに苦労はしませんでした

Q. 遺体の写真を見た気持ちは

2番 見るかどうか迷ったんですけど、見ていません。

3番 裁判なので見ようと思った。目を背けることはなかったが、女性には厳しかったかも。

こういった裁判だったんですけども、この裁判のすごいのは、判決が出たあとに被告人にも取材をしているということで、かなり珍しいのですが、被告人自身が「法律の素人に自分の運命を決められる。だから、判決がどうやって決まったのかは知りたくい。暗室の中で判決を決めて、どうやって決まったのかは誰にも知らせる必要がないのでしょうか。被告人も知らないなんておかしい。」という感想を述べていて、足利事件などを引き合いに出していろいろ話をしていました。

ということで、この被告人はやはり納得がいかなかったようで、控訴審で裁判員裁判の違憲を主張しました。被告人はまず、裁判員のわかりやすさ、参加しやすさばかりを指向した争点。証拠の絞り込みは憲法 31 条・32 条の適正な裁判を受ける権利を損なうという主張。もう 1 つは、国民に裁判への参加を強制し、守秘義務や財産上の不利益を課す裁判員制度は憲法が保障する基本的人権を侵害するもので憲法違反であり、被告人の裁判を受ける権利を侵害するという主張をしました。

実際のところ私が被告人の立場になったとしても、この手続って納得いかないのじゃないかなと思いますね。裁判員制度が始まったばかりなので、見慣れなかったということもあるのですが、すごくワイドショーっぽい感じだったんです。フリップがあって、「はい、こうです」、「ここが争点です」という調子で、私がこの被告人だったとしても、ちょっと納得いかないと思ったので、こういう主張になったのでしょうか。

・東京高等裁判所 平成 22 年 4 月 22 日判決

これに対して高等裁判所の判決ですが、「裁判員制度は迅速な公開裁判を受ける権利を刑事被告人に保障している憲法の要請に沿い、刑事被告人の権利を侵害しない」と言っているのですが、迅速だったらいいいというわけではないですよ。被告人は 31 条の適正手続の話をしているのであって、だけどこれは憲法に沿う手続なんだから権利は侵害していないというふうな論調で判決が下されました。

強制的な参加については、「辞退事由がない限りでの参加の強制は、重要な意義を要する裁判員制度実施のため、広く国民の司法参加を求め、負担の公平を図る必要性にかんがみて必要最小限度のものと評価することができ、憲法に抵触するとはいえない」と。論理が何かわかったような、わからないようなという感じですよ。

さらに被告人はこういうことも言っていました。「原審が被害者の死体や包丁の実物を見せたのは、裁判員にショックを与えて被害を過大に評価する不当な心証を形成させようものであるから、法的関連性を欠き、証拠能力がない」と。これについては、殺人事件で死体の写真が法的関連性がないというふうには、ちょっと言い切れなかなという気もするのですが、確かに過大にショックを与えることで被害を重大に受けとめたんだという主張は一理あるわけです。この点に対して高等裁判所は「原審で取り調べられた被害者の死体の状況の写真、凶器は、いずれも客観的で証明力の高い証拠であり、裁判員に不当な心証形成をさせるようなものとはいえず、これらを採用して取り調べたことが訴訟手続の法令に違反するといえないことは明らかである」と。それは客観的で証明力は高いでしょう。死体とかいうものは動かない証拠であるわけです。ただ、だからといって全部 50 枚の写真とかそういう形で見せていくのが、本当にいいのかなというのは、別の問題かなと思うんです。

実は、裁判員裁判を開始したまさにその当日に、最高検と法医学会が裁判員への心理的負担の軽減のために、死体の写真のかわりに CG を使う方針を固めていたということが、報道されていました。実際に裁判員裁判第 1 号が東京地裁で行われたのですが、東京大学の法医学教室のほうは、CG を使ってということで、すごく話題にもなっていました。しかし我々の本音としては、CG って、そんな能力ないし、お金もすごくかかるんですよ。簡単に言うけれど、CG を使うソフトも当時何百万もして、しかもすごく操作が難しいんですよ。なので、そういったことを法医学者にやらせる気なのかということで、本当にどうなるのだろうというふうに思っていました。

東京高等裁判所平成22年4月22日判決 出入国管理及び難民認定法違反、殺人、死体遺棄被告事件

- 「裁判員制度は迅速な公開裁判を受ける権利を刑事被告人に保障している憲法の要請に沿い、刑事被告人の権利を侵害しない。」
- 「辞退事由がない限りでの参加の強制は、重要な意義を有する裁判員制度実施のため、広く国民の司法参加を求め、負担の公平を図る必要性にかんがみて必要最小限度のものと評価することができ、憲法に抵触するとはいえない。」
- 原審で取り調べられた被害者の死体の状況の写真、凶器はいずれも客観的で証明力の高い証拠であり、裁判員に不当な心証形成をさせるようなものとはいえず、これらを採用して取り調べたことが訴訟手続の法令に違反するといえないことは明らかである。

実際にCGなどで犯行を示すことができれば、法医鑑定書ってそんなにいらなくなることは確かなんです。いまからCGをお見せしますけれども、これは前提を申し上げておきますと、被告人が野原で放った矢が被害者の心臓を貫きましたという映像です。

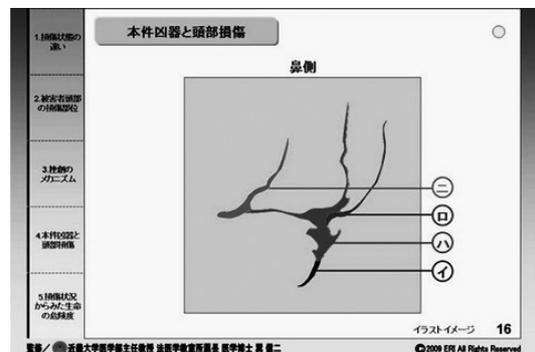
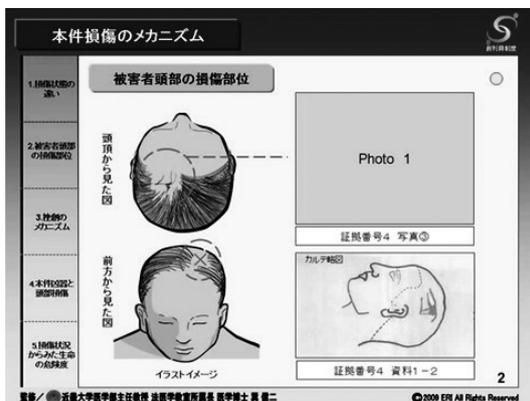
(CG映像：数秒)

一瞬でわからなかったかもれません。こういう角度で狙って、こういう角度で矢が入って、心臓を貫いて、心臓の後ろにある大動脈を貫いて大量出血を起こしていますよ、というのが一目瞭然なわけです。

これはアメリカの会社なんですけれども、実際に「あなたの裁判をより勝ちやすくするために素晴らしいCGをつくります」みたいな会社が実際にありまして、非常に儲かっているようです。こういったビジネスもあるのですが、残念ながら日本では、こういった法廷ビジネスというものはまだなじみもありませんし、そういったところでビジネスを興そうという気概のある人もまだ出てきていないようです。

・近畿大学医学部法医学教室の取り組み

現在、近畿大学医学部法医学教室では、こういった取り組みを実際に行っています。



これは被害者が頭を殴られて挫裂創（ざれっそう）という形で創ができています。ここで白黒にしていますが、実際はカラーの写真を用いています。挫裂創の写真はこういう形でアニメにして、こういう位置にありまして、司法解剖する際に開放創といって、外から見える傷についてはスケッチを行うのですが、そのときにかいたスケッチの写しも出して、こういうふうに証拠化するというのをやっています、これは非常にわかりやすいです。

さらに傷をアップしたものを、こういう形で、4つの部分で構成されていますよという形で示すということを行っています。

これは別の事件ですけれども、刃の長さ 14.1cmの刃物が胸にズバツと入って、右肺の中

葉を貫通しましたというものですので、CGとまでいなくても、これだけでもすぐわかりやすいわけです。

こういうことをやりだしている法医学教室もあるのですけれども、ほんとに一部です。うちなどは貧乏ですので、まず無理だろうと思います。



・CG・アニメーションの利用

ということで、CGやアニメーションを利用することが奨励されているということになりましたので、これについて見ていきたいと思います。

いまから私がこの文字情報を読み上げますので、皆さん、目をつぶって、この状況がイメージできるかということをやってみてください。目をつぶらなくてもいいですけど、つぶったほうがよりイメージしやすいと思います。では読み上げます。

「被告人は、妻のAさんを殺害しようと考え、午後10時頃、柄の長さ約60cm。金属製の鎚の部分約11.5cmの両鎚金属製ハンマーを取り出して右手に持ち、風呂場の脱衣所で風呂に入るため下着姿であったA子さんの背後に近づき、その際偶然同脱衣所入口横に掛けてあったフェイスタオル1本が目に入ったことから、A子さん殺害の目的をより確実にするために、それを手にして、右手で力いっぱいA子さんの首を締め上げました。それにとどまらず被告人は、脱力して洗面所に寄りかかったA子さんに対し、その後頭部をめがけ前記ハンマーを2度、力いっぱい振り下ろして打ち付ける傷害を加えた結果、Aさんは、窒息及び頭蓋骨骨折により脳挫傷の傷害により死亡させて殺害しました」。

すみません。かみかみだったのでイメージしにくかったかもしれないのですが、だいたいどんな状況わかりましたか。これだけ情報あると、イメージするのって難しくないですか。

ということで、CGで表現すると、これ簡単なんです。画面タッチ、お願いします。

(CGによる犯行再現)

こんな感じですよ。ハンマーを持って背後から近づいて、横のフェイスタオルを取って、背後からそっと近づいて、首を絞めて、ぐったりしているところをゴンゴンと2回叩いて。すぐイメージしやすいというか、殺害の状況はこのまんまだと思いますよね。文字情報で表すよりも、アニメーションだとかCGとかで示されると、すぐわかりやすいんです。でも、このわかりやすさということに、すぐ落とし穴があるわけです。

・アニメーション証拠に関する米国裁判例

アメリカなどは、こういったアニメーション証拠に対してはすごく厳しい審査基準を設

けています。これは実際の裁判例ですけれども、「アニメーション証拠のリアルな性質が陪審員を説得し、そのイベントについての反論ないし異議を視覚化することが不可能になることから、そのアニメーションが公正かつ正確にイベントを描写していることが、とりわけ必要である」と。

そうですね。背後から近づいてくる犯人の顔が笑っているか、すごい怒っているかによって、印象が全然違うわけじゃないですか。アニメーションの使い方によって、つくり方によって、事件の印象ってまったくかわってしまうわけです。

「コンピュータでのイベントの再現は陪審員の心に際立った強力な視覚装置であり、目撃証人の証言さえも陵駕しがちであることから、過度の偏見からの保護のために、そのイベントに対して「ほぼ同一」であるべきである」。

これも当然ですね。証人の人が出てきて、主尋問 30 分、反対尋問 30 分という尋問にさらされているのを聞くよりも、CG を見たら、自らが目撃者になれるわけです。だから、そういった実際に見た人から聞くような伝聞証拠ではなくて、まさしく自分がその場面を見たということになるので、これは際だった証拠になってしまうわけです。

・裁判員制度と陪審員制度の違い

さらに、裁判員制度と陪審員制度には非常に大きな違いがあります。陪審員制度は、公判前証拠開示手続で裁判官が積極的に参加、証拠基準に基づいてビジュアル証拠を排除することが可能です。これはちょっと偏見になるからダメよ、という形で排除できるわけです。さらに、そのビジュアル証拠を見せる前に裁判官が、きちんと教示を行ったか。ということは、法廷で公開された場で行われるので、そういった手続をきちんと行ったかどうかということが、後々の上訴理由にもなってきますので、こういったことをきちんとやる必要があります。

これに対して日本の裁判員裁判の場合は、公判前整理手続において、裁判官は証拠の「中身」をチェックすることができない。建前なのか、実際なのか、ともかくできないことになっています。

そして、弁護士が「わかりやすい訴訟」のため、ビジュアル証拠に安易に同意せざるを得ないような場面も出てくるかもしれません。そうした場合、ビジュアル証拠が、弁護士

アニメーション証拠に関する米国裁判例

- 「アニメーション証拠のリアルな性質が陪審員を説得し、そのイベントについての反論ないし異議を視覚化することが不可能になることから、そのアニメーションが公正かつ正確にイベントを描写していることが、とりわけ必要である」。 *State v. Farmer*, 66 S.W.3d 188 (Tenn. 2001)
- 「コンピュータでのイベントの再現は陪審員の心に際立った強力な視覚装置であり、目撃証人の証言さえも陵駕しがちであることから、過度の偏見からの保護のために、そのイベントに対して「ほぼ同一」であるべきである」。 *Sommervold v. Grevious*, 518 N.W.2d 732, 738 (S.D. 1994)

裁判員制度と陪審員制度の違い



陪審員裁判



裁判員裁判

- 公判前証拠開示手続では裁判官が積極的に参加、証拠基準に基づいてビジュアル証拠を排除することが可能。
- 裁判官が、陪審員に偏見を抱かせないための適切な教示を行ったかどうかのチェックが可能

- 公判前整理手続において、裁判官は証拠の「中身」をチェックすることができない。
- 弁護士が「分かりやすい訴訟」のため、ビジュアル証拠に安易に同意した場合、裁判員の不適切な偏見を招く恐れがある

が思う以上の心理的効果を裁判員に与えてしまうかもしれない。そういった危険性もあるわけです。

ということで、2013年5月で裁判員制度発足まる4年たちましたけれども、死体の写真については、まだ決着がついていないということで、白黒で提示するようなどころもあったりするようですし、提示に対してはまだ是非が言われています。

・裁判員への心理的負担

そして、福島県の元裁判員の女性が、裁判員裁判で遺体の写真を見たことによって急性ストレス障害(ASD)を発症したということで国を訴えたという裁判については、ご承知のことと思います。この問題をどういうふうにか考えるべきかということです。

この元裁判員の女性は、「裁判員裁判で見た遺体の写真などが原因で急性ストレス障害(ASD)を発症した。裁判員制度は、苦役からの自由を保障した憲法18条や、個人の尊厳を認める同13条などに反する」という主張を行っているわけですが、これに対して国は、「辞退できる制度を設けている」ということ。それから「裁判員制度は合憲との判例がある」。先ほど見た判例もそうですけれども、こういったことから、違法な手続には当たらないのだということで争う姿勢を見せています。



元裁判員
(62)

裁判員裁判で見た遺体の写真などが原因で急性ストレス障害(ASD)を発症した。裁判員制度は、苦役からの自由を保障した憲法18条や、個人の尊厳を認める同13条などに反する

「辞退出来る制度を設けている」
「裁判員制度は合憲との判例がある」



日本国憲法第18条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けまい。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられまい。」

同法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

・裁判員の辞退事由

「辞退できる」という話ですけれども、ご存じのとおり、辞退のハードルってめちゃめちゃ高いですね。辞退事由に当たるのであればまだしも、「やむを得ない事由」というところで辞退をしようかと思ったら、自分自身が重い疾病や傷害であるとか、同居する人の介護がどうしても必要で、自分しか介護できないとか、あとは事業上の重要な用務を自ら処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある者だとか、出産・冠婚葬祭など、こういったことでないと認められないということなので、事実上辞退するのはものすごく難しいわけです。

裁判員制度 裁判員の辞退事由

大きい文字 小さい文字

このページは、裁判員制度に関するお問い合わせの窓口です。

○ 裁判員になることは辞退できないのですか。

「裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。ただし、国民の皆さんの負担が過重なものにならないようこの配慮などから辞退事由を定めており、以下のような事情にあたりと認められれば辞退することができます。」(裁判所HP)

(辞退事由)
①70歳以上、②会期中の地方議員、③学生、④裁判員経験者

(やむを得ない事由)
(1)重い疾病・傷害、(2)親族や同居人の介護・養育、(3)事業上の重要な用務を自ら処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある者、(4)出産、冠婚葬祭など

・この問題をどう考えるべきか？

裁判員制度というのは、そもそも任命された国民全てが辞退したとしたら成り立たない

わけです。国からの要請に、不安と責任感を持ちつつも果敢に臨んだ結果として急性ストレス障害を発症した人に対して、「嫌なら辞めればよかっただろう」とか、「辞退しないのが悪い」ということが本当に言えるのかということ。私は、言えないと思います。

それから、トラウマ関連疾患は、身体的な疾患と同様、同じ条件下でも発病する人としていない人がいます。ウィルスが蔓延しているよという状況下で、同じところにおいて発症する人もいれば、発症しない人もいるわけです。

悲惨な写真や音声に暴露される前に「審理に耐えられる人物」だけを選任する、あるいは自分が耐えられるか耐えられないかというのを自ら見極めることができるということは、まず不可能だと思います。

・国家賠償の根拠規定

先ほどの女性の訴訟が国家賠償を求めているのですけれども、その根拠規定として、日本国憲法 17 条は、公務員の不法行為によって損害を負ったということを条件にしているのですけれども、裁判員制度自体が不法行為というふうには、まず判断されないでしょう。そして、国家賠償法の第 1 条も、やはり公務員が職務を行うについて「故意又は過失によって」違法に他人に損害を与えたときというふうな条件を付けていますので、裁判員裁判に参加した、そこでの手続に参加した。これが「故意又は過失」というふうには裁判所はとらないのではないかと思いますよね。

・アメリカ人弁護士が見た裁判員制度

アメリカ人の弁護士の方が日本の憲法について指摘されたことですが、アメリカの憲法と違って日本は比較的人権規定が充実しているが、その人権は、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うだとか、先ほどの女性の根拠として挙げていた 13 条にも、国民の権利については「公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」というふうに書かれているように、「公共の福祉」というのが個人の人権よりも優先されることが明らかだという指摘もあります。だから「裁判員制度というのは公共の福祉にかなう制度なんだ」というふうに考えてしまった場合、憲法違反の理由としてこれに対抗するというのは難しいのではないかなという印象がある

この問題をどう考えるべきか？

- 裁判員制度は、任命された国民全てが辞退したら成り立たない。
- 国の要請に、不安と責任感を持ちつつも果敢に臨んだ結果としての ASD 発症に「嫌なら辞めればよかっただろう」「辞退しないのが悪い」と言えるのか？
- トラウマ関連疾患は、身体的な疾患と同様、同じ条件下でも発病する人としていない人がおり、悲惨な写真や音声に暴露される前に「審理に耐えられる人物」だけを選任することは不可能。

国家賠償の根拠規定

・日本国憲法第17条

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」

・国家賠償法第1条

「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」

のですけれども、後ほど先生方のご意見をいただければと思います。

・陪審員制度の伝統を持つアメリカでは、どうなのか？

さて、陪審員制度の伝統を持つアメリカでは、どうなのかということです。

ロス暴動というのが 1991 年にありました。これは古い話なんですけれども、アフリカ系アメリカ人のロドニー・キングという人が自動車でスピード違反をして、パトカーに停車を求められたんですが、停まらなかったせいで、カーチェイスになって、しかも 20 人ぐらいの警官から囲まれてボコボコに暴行を受けたという事案です。

これをたまたま近隣住民がビデオで撮影していたので、これがニュース報道されまして、かなり黒人たちの激しい憤りを招いた。起訴された 4 人のロス市警の警察官は、全員白人の陪審員によって無罪の評決を受けたということで、これはどう考えても人種差別が原因となっているということで、評決のまさにその日に黒人たちが暴徒化して、ロサンゼルス市街で暴動を起こして、商店を襲って放火や略奪を行うという、すごく大ごとになった事件でした。

(写真) 実際の映像はこういう感じです。本当に略奪とかすごくて、商店なども焼き討ちにしています。焼き討ちされて「Fuck the Police」とか書かれていますけど、こういう感じで大騒ぎになっていたんです。日本でもだいぶ報道されました。

このロドニー・キングさんの事件の陪審員を務めた人たち。これめっちゃめっちゃストレスだと思いませんか？ ある陪審員は「職場を爆発する」という脅迫が、裁判の間にあったそうです。そして、ある陪審員は、斧を抱いて眠っていた。そうでないと眠れない。他の陪審員は銃を購入していたとか。評決後は、報道陣に追いかけるため、たぶん報道陣に追いかけるだけでなく暴徒化したアフリカ系アメリカ人たちからも付け狙われると思うんですけれども、地元警察に、一定期間家にいないように告げられたとか。こういったことで陪審員たちは睡眠不足や、体重減少、神経症、過度の警戒、いきなり涙ぐむなど、不安定な状態。それから、家族関係が破綻してしまったということをおしなべて経験してしまっていて、精神的にかなりボロボロになって、感情鈍麻や錯乱などという、ただごとでないような精神状態に追い込まれたわけです。

この記事に載っていたんですけれども、記者のコメントとして、「陪審員たちは、彼らの生活や家族が危険にさらされていると感じ、自らの人生を目茶苦茶にされたと感じた」ということで、ものすごいしんどい思いをしているという。こういったものが何個かあるわけです。



陪審員制度の伝統を持つ アメリカでは、どうなのか？

“Crisis Debriefing” of a Jury After a Trial
陪審員の審判後「危機報告会」

こういった事態を受けまして、一部ですけど、審判後に「危機報告会」(Crisis Debriefing)を行うという取り組みもなされています。

• Kentucky School bus collision

1998年に、27人が死亡して、34人の乗客が受傷した。その当時史上最悪のスクールバス事故で、これは36歳の小型トラック運転手が泥酔して運転中に、自分の車をスクールバスのフロント部分に衝突させて、それがバスの燃料タンクに引火して炎上したという悲惨な事故です。このトラック運転手はありとあらゆる罪名で起訴され、27人も亡くなったんですが、それにしても割に軽めの16年の投獄を言い渡されたという事件でした。

• Crisis Debriefing

この事件では、陪審員たちは長期間の裁判の間に、事故のグラフィック証拠、写真とかそういったものですね、それから事故の生存者たちや被害者遺族の情緒的証言に晒され続けました。27人被害者がいるわけですので、しかも小さい子たちですよ。その親たちだから、ものすごく感情が高ぶっているわけで、そういった話を27人分聞いていったわけです。

その間、陪審員たちが明らかに震えていて、情緒的に取り乱していたということが見いだされたので、頻繁な休憩が必要とされた。

こういったことで判事の依頼を受けて、臨床心理士でその道のプロの人が選ばれて、量刑宣告後の裁判所で、任意の2時間の報告セッションが実施されたということです。

そこで2時間のセッションで、ストレスとトラウマ反応の一般的な説明がなされて、「これから先に、もしかしたらおかしな心理状態になるかもしれないけど、こういうことでよ」という説明がなされました。最初は発言を強制されなかったのですけれども、徐々に

Kentucky School bus collision

1998年の、27人が死亡し、34人の乗客が受傷した(当時)史上最悪のスクールバス事故。

小型トラック運転手(36)が泥酔して運転中、自車をスクールバスのフロント部分に衝突させ、バスの燃料タンクに引火、炎上した。

トラック運転手は陪審員裁判で、27の「二級故殺」と16の「二級暴行」、27の「理不尽な危険に晒す罪」、1件の「酩酊の影響下で運転する罪」で有罪宣告を受け、16年の投獄を言渡された。

Crisis Debriefing

- 陪審員たちは長期間の裁判の間、事故のグラフィック証拠や、事故の生存者たち、被害者遺族の情緒的証言に晒され続けた。
- その間、陪審員たちが明らかに震え、情緒的に取り乱していたため頻繁な休憩が必要とされた。
- 判事の依頼を受け、臨床心理士で陪審員の心理の専門家により、量刑宣告直後の裁判所で、任意の2時間の報告セッションが実施された。
- そこでは、ストレスとトラウマ反応の一般的な説明がなされ、陪審員同士での感情や認知の共有が試みられた。
- 不愉快なことを話すことは一切強制されなかったが、セッションの進行につれて、参加者の全員が、皆で感情を共有することができるよう、自分たちの感情と向き合った。

Crisis Debriefing

- 陪審員たちは、法の硬直性が公平な決定を妨げたことと不満を述べ、激しい怒りを表明した。
- 判事も、法の限界についての憤りを共有した。
- 陪審員の多くは被告人に強く共感しており、被告人が過酷に扱われすぎていると語った。
- この時点で、何人かのメンバーは、互いになだめ合い、彼らの緊張状態を緩和し、自分たちの感情を表現しても安全だということを示した。
- 最終的に、彼らは判事に感謝し、ユーモアが何人かから出されるなど、グループ内の雰囲気や軽いものとなり、陪審員たちの多くに安堵の気持ちももたらされた。

みんな感情を出して話すようになってきました。

陪審員たちの多くは、法がかなり硬直であって、法律の壁にはばまれて、自分たちが出したいような評決ができなかったというふうな不満を述べていました。

このことについて、判事も判事という立場でありながらも、「自分も法の限界について憤りを持っているのだ」ということで、そうした感情を共有しました。

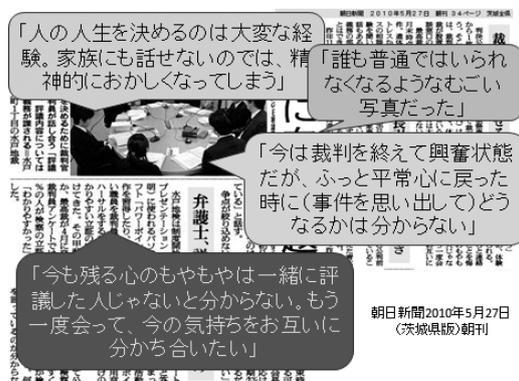
さらに、陪審員の多くは被告人にかなり共感していて、被告人が過酷に扱われすぎているというふうにも語ったと。はっきり言って、こういったことは、その場でしか言えないですよ。実際27人も亡くなった事件の陪審員をした人たちなので、外に出て「被告人がかわいそう」だなんて言ったとしたら、バッシングされるわけですよ。なので、こういったところでしか言えないことを言って、こうした時点で、メンバー同士がなぐさめ合うということで、かなり癒されるということを経験しまして、最終的には、判事に、参加してよかったという形で感謝をすることもできましたし、かなりその場もなごんだような状態になったという。こういう一連の経過が見られました。

ということで、こういったことから、私の個人的な意見ですが、裁判員にも裁判後の「危機報告会」のようなものが必要ではないか。しかも、そうしたストレスフルな事件では、ですね。

ある種のストレスフルな事件では、 裁判員にも裁判後の危機報告会 (Crisis Debriefing) が必要では？

(新聞記事) 福島の女性の訴えについて報道した記事ですけれども、「裁判所 気づかい見えず」だとか、そういった不満が書かれていますし、実際こういった福島の方の訴えを受けまして、裁判所はそれぞれ、例えば証拠写真の血の色を薄めて、遺体に目線を入れるだとか、白黒の写真をまず示しておいて、その後、同じ写真をカラーで示すだとか、何かよくわからないのですが、そういった工夫もするようになってきたということもあるようです。

ただし、これは体験談を語り合うような会があったようですけれども、「人の人生を決めるのは大変な経験。家族にも話せないのでは、精神的におかしくなってしまう」だとか、「誰も普通ではいられなくなるようなむごい写真だった」だとか、「いまは裁判を終えて興奮状態だが、ふっと平常心に戻った時に(事件を思い出して)どうなるかわからない」だとか、「いまも残る心のもやもやは一緒に評議した人じゃないとわからない。もう一度会って、いまの気持ちをお互いに分かち合いたい」



い」だとか、そういったニーズが実際に裁判員経験者の方々から出されているということがあります。

こういったこともあるので、裁判員経験者ネットワークというのが、これは民間ですけども、立ち上げられてもいます。ただし、これは自分が経験した事件の裁判員たちが集まるとは限らないわけで、いろいろなところから、いろいろな裁判員が参加するということですので、必ず自分と同じ経験が共有できるかという、そうではないかもしれません。

・法務省検討会（2013年6月21日見直し報告書）

それから、法務省は2013年に、まる4年たったということで「見直し報告書」というのを出されたんですけども、運用上の配慮を求める内容が盛り込まれたということで、凄惨なカラー写真に代わる白黒写真やコンピューターグラフィック、CGを活用するだとか、同じ事件を担当した裁判官と裁判員が集まる機会を設定するだとかいう、すごく画期的なことも言い出しました。

・「法廷で遺体写真を扱う」

さらに、これは最近報道されて驚いたんですけども、法廷で遺体写真を扱うということを、予め選任手続の際に言って、不安を訴えた人は辞退していいということを認める方向になったということが、つい最近報道されました。

30人集まった選任手続でこういったアナウンスがなされたんですが、一体何人の辞退が認められたかということは、私は記事を探すことができなかつたのですけれども、ともかくこういうことも行いだしたようです。

・死体写真の提示について

ということで、死体写真の提示についてですけども、死体に慣れている法医学者であれ、「被害者の生前の状況」と「死体」を対比したとしたら、そのギャップに強い情緒的反

法務省検討会 2013年6月21日見直し報告書 (毎日新聞2013年6月22日報道)

福島県の元裁判員60代女性が急性ストレス障害と診断された事案を踏まえ、精神的ケアの在り方につき、運用上の配慮を求める内容が盛り込まれた。

- ・ 裁判所のメンタルヘルスサポート窓口の充実
- ・ 裁判終了後一定期間のアフターケアの実施
- ・ 凄惨なカラー写真に代わる白黒写真やコンピューターグラフィックス(CG)の活用
- ・ 裁判官による積極的な声掛け
- ・ 同じ事件を担当した裁判官と裁判員が集まる機会の設定

「法廷で遺体写真扱う」 東京地裁、裁判員選任前に予告 朝日新聞Digital配信記事 2013年11月19日07時56分

- ・ 東京地裁が強盗殺人事件の裁判員候補者に「法廷で遺体写真を扱う」と、予告していたことがわかった。不安を訴えた人の辞退を、柔軟に認めるためだ。福島地裁郡山支部では、3月に遺体写真を見た裁判員の女性が急性ストレス障害になり、国を訴える事態に発展。東京地裁は今年6日、初めて予告に踏み切った。
- ・ 予告があったのは、昨年11月に東京都板橋区で主婦を刺殺したとして強盗殺人罪などに問われている無職M被告(23)の裁判員裁判。地裁によると、候補者30人が集まった今年6日の裁判員選任手続で、裁判長が遺体写真を使う旨を告げ、辞退したい人がいるか尋ねた。また18日の公判では検察側が、遺体写真2枚をモニターで裁判員らに提示。検察官が提示前、ショックを受けぬよう「ご留意いただければと思います」と呼びかけた。

死体写真の提示について

- ・ 死体に慣れている法医学者であれ、「被害者の生前の状況」と「死体」とを対比したとすれば、そのギャップに強い情緒的反応を起こす可能性はある。
- ・ 時系列に従って、被害者と加害者の人間模様を扱った裁判員は、多くの場合被害者に感情移入し、被害者の経験を追体験しやすい。
- ・ 苦しい共通の体験を持った裁判員同士が交流し、それぞれの心情を吐露し、慰め合う手続は不可欠と思われる。

応を起こす可能性はあるかなと、まず思います。ある裁判員裁判では、死体の写真だけではなくて、いかに被害者が生前すごく可愛らしくて、明るい女性でということ、何枚も写真を出して見せるということをやったわけで、そのギャップに、すごく打ちのめされたみたいなんです。それはたぶん法医学者であっても、そういうのを見せられたら、結構辛いかなという気はします。

それから、時系列に従って、被害者と加害者の人間模様に接した裁判員は、多くの場合被害者に感情移入して、被害者の経験を追体験しやすいということがあると思うのです。加害者に共感するというのは少ないのではないかなと思うのです。とすると、被害を受けた人に感情移入するということは、トラウマにすごくさらされやすくなってしまいうということはあると思います。

こうしたことを踏まえまして、苦しい共通の体験を持った裁判員同士が交流して、それぞれの心情を吐露し、慰め合う手続は不可欠ではないかと、私は考えました。

これ（左側）は「裁判員インコ」です。いま、ゆるキャラブームで、これはあまり出てこないのですが、こういったものもあります。

ただし、こちら（右側）は、「裁判員いらないインコ」というやつらしくて、可愛いらしさで言うと、たぶんこちら（左側）のほうが可愛いと思うんです。

現在、裁判員制度というのはいろんな問題点を抱えていると思いますので、死体の写真の問題についても、まさにいま話題になっているところでもありますので、今後も注目して見ていきたいし、見ていていただきたいなと思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

司会 南部先生、どうもありがとうございました。



【質疑応答】

司会 4人の先生のご講演が終わりましたので、このあと若干質問に答えていただく時間をとりたいと思います。いまお2人の先生方の質問票を通路を移動して回収しますので、質問のある方は出していただければと思います。

早速質問に答える時間にしたいと思いますが、2つお詫びがございます。1つは、会場の皆さんにですが、質問をたくさん出していただいたのですけれども、すべての質問にお答えすることができませんので、誠に申しわけございませんけれども、私のほうで幾つかピックアップして答えていただくということで、せっかく質問を出していただいたのですけれども、質問を取り上げてもらえないということもあると思いますが、予めご了承ください。それと、お1人で複数の質問を出された場合も、すべてではなくて、その一部だけということになるかもしれません。それともう1つは、講演の先生方にですが、通常こういう場合、質問に答えていただく場合は質問票を予めコピーして、こういう質問ですよというのをお渡しして答えていただくのが通例なんですけど、今日は不意打ちの形で先生方には答えていただきますので、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。講演者の先生方には座ったままでお答えいただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本庄先生に対する質問です。裁判員は評議内容など秘密にしなければならないことの負担がどのくらいありますか。そして、その守秘義務について重いと感じられるとするデータ等がありますでしょうか。という質問ですが、いかがでしょうか。

本庄 私が見た限り、そういったことを示すデータは出されていなかったと思いますので、その点についてはわかりかねます。

司会 同じく本庄先生にですが、量刑判断において法的なバランス感覚の中に市民感覚を取り入れるにとどまらず、判断の基礎が市民感覚に取って代わられてしまう可能性はないでしょうか。これは、部分的とはいえ量刑が重くなる判決が増えていることとの関連での質問だと思うのですが。

本庄 そこは大変難しいところがあると思います。もともと量刑判断の基礎にあるのは、神山先生のご講演にもあったように、行為責任という考え方で、やったことの重さとのバランスで刑を決めましょうと。対応する刑を科しましょうということになるわけです。じゃ具体的にどういう刑が釣り合っているかということは、価値観ですので、社会的な価値観というもので、市民的な感覚というのが、そこにまったく入ってこないのかというと、それは既に入っているようなものでありまして、そういった自然とできてくるような市民感覚の話と、あとは、そうは言っても、市民感覚によりあまりにもほかの類似の事案とバランスを失するような刑を科すことになれば法的な安定性を害してしまうということとの兼

ね合いというのがありますので、そこは難しいところではあります。だから量刑判断の進め方のとき、どういうふうにやっていくかということ、もう少しルール化したほうがいいのではないかと、私自身は考えています。とりあえず個人的な考えとしては、常にデータを参照して、こういった刑が先例に科されていますというところを出発点にして議論していくということはルールとして共有する。そこからもちろん外れてもいいわけですが、外れるときは、それなりの理由ですね。どうして先例と違う刑を科すのかという理由を明確にするといったようなルールなどを持つことによって、感覚によって量刑がされるというところを防ぐことができるのではないかと考えております。

司会 それとの関係で、アメリカのように事実認定だけを裁判員裁判ですればいいという考えはいかがでしょうか、という質問です。

本庄 そういった考えもあり得るかと思っています。というのも、量刑判断というのは、単に常識に従って判断すればいいというわけではなくて、罪を犯した人にどの程度の刑を科すべきかというのは、一種の政策判断ですので、刑事政策の観点からの判断が入る。そこは専門性をもった判断というふうを考えられますので、市民感覚だけで決めればいいのかではないことは明らかだと思います。そういう意味で、事実認定ですね。常識に従った判断ということで、市民が自信を持って判断できる部分に市民の感覚を集中するという選択肢は十分あり得るかと思っています。ただ、量刑においてそれを入れることがまったくできないかということ、それはまた別の話になります。

司会 ありがとうございます。それでは波床先生に質問が幾つかあります。まずは従来の裁判で核心司法の実現はできないのでしょうか、という質問です。

波床 従来の裁判でも核心司法の実現は可能であったらと思います。ただし、伝統的に裁判というのは非常に重いもの、正確にやらなければいけないもの、という裁判官の心理がありまして、丁寧に証拠をできるだけ集めて、かつそれを多角的に眺めて慎重に判断しようという、そういう姿勢が職業的に身につけているといいますか、それが伝統であったのだらと思います。理論的には従来の職業裁判でも核心司法の実現は可能であったらと思いますが、実際は、行われているとはいえない状況でした。

司会 次の質問は同じく波床先生にですが、わかりやすい裁判ということと、真実の探究ということとの関係はいかがでしょうか。

波床 わかりやすい裁判を心がけた場合に、真実の探求がないがしろにされるのではないかと。真実の探究を行おうとすれば、いきおい難しい事柄についてもコミットすべきではな

いか。これは正当なご指摘といえる側面もあるかと思いますが。しかしながら、この難しい二兎を追ってバランスがとれたところを実現しなければ、裁判員裁判は無理であろうと思います。どちらかに偏向した場合に、他方が失われるという事態が生じるおそれがあり、その点が、今後問題とされる事態が出てくるのではないかと考えております。

司会 もう1問ですけれども、被害者参加の影響が裁判員裁判に出やすいとか、除外事件のほうが量刑が甘くなる要因があるとかという影響はないでしょうか。

波床 被害者参加がなされた事件については量刑が重くなる傾向はございます。これは裁判員裁判だけではなくて、被害者参加制度は裁判員裁判が始まる以前からあった制度ですけれども、この制度が始まったがゆえに職業裁判官の量刑でも重くなりつつありました。被害者参加制度がさらに裁判員裁判と併用されることによって、その傾向がより一層加速された感があります。被害者参加制度があった場合に、被害者の処罰感情や遺族感情などに、あまり重きを置きすぎますと、裁判の命である「適正な判断」というのが歪められるおそれがあるかと、私は思っております。そのあたりについて適正な線引きを行う必要があります。これは裁判員の方々との共同作業のうえで達成できることなのだろうと思います。

司会 次に神山先生をお願いします。まず、量刑データベースのデータは裁判官の量刑相場とどのような関係になっているのでしょうか。量刑相場を可視化したものと理解してよろしいのでしょうか。ちょっと専門的な質問ですが。

神山 いま裁判員裁判で利用されている量刑データベースがつくられたのは、裁判員裁判が始まる少し前からなんです。だから、裁判員裁判が始まったころというのは、まさに裁判官のときの量刑データがそれに入っていた。しかし、3年、4年たって、裁判員裁判事件での量刑がどんどん積み重なってきていますから、いまは概ね裁判員裁判で市民の方がどのように判断したかということがわかるようなデータになっていると思います。

司会 もう1問ですが、裁判員はルールの確認を行い、ルールどおりにこれまで判断しているということですが、非常に弁の立つ口のうまい弁護士がいる場合、ルールを逸脱した判断、被告人に必要以上に同情する判断をするケースはないのでしょうか。

神山 それぐらい弁の立つ弁護士であると僕も憧れますけれども、弁護士が弁が立つ、あるいは検事が弁が立つ、それでごまかされるほど裁判員の方は、いわば未熟ではないというのが、実際裁判員裁判の中で、弁護士あるいは検察官、そして一緒に評議をされている裁判官の感想だろうと思います。

司会 すみません。もう1問お願いします。これも少し専門的になるのですが、無罪判決の尊重という観点からすると、千葉地裁の死刑判決の破棄については、どのようにお考えになりますか、ということです。

神山 量刑の問題で、特に死刑ということになりますと、先ほど本庄さんが言われましたように、本当に市民感覚だけの判断でいいのかという問題が出てきたんだと思います。1人しか亡くなっていない事件で、これまでであれば、死刑にならなかったことはほぼ間違いがないと、僕は思いますので、そういう意味では、不公平な量刑が行われてはいけないという意味において、そこは裁判所のほうが警鐘を鳴らしたのだらうと思っています。

司会 次に南部先生に質問です。先ほどの話だと思うのですが、裁判員裁判において、検察官が法医学者の代わりに説明する場合と、法医学者自身が説明する場合と、どちらがわかりやすいとお思いですか。

南部 ご質問ありがとうございます。難しいですね。たぶん検察官のほうが、わかりやすいと思います。というのは、法医学者は素人の人たちにわかりやすく話すという経験があまりなくてというか、乏しくて、どういうところが市民がわからないポイントなんだということがわからないことが多いと思うんです。なので、そういったことをわかったうえでかみ砕いて話せる検察官のほうが、わかりやすいとは思いますが。ただし、わかりやすさばかり指向することによって、法医学をやっている人間からすると、それってどういう意味なのか、法医学者の意見として、それは述べていいことなんだろうかというものも含まれたりもしますので、どちらが適切かということになると、法医学者を呼んできて、きちんと法医学者に「その部分わかりません」と説明を求めるとか、あとは公判前整理手続の段階で法医学者とよく打ち合わせをしたうえで、法医学者にちゃんと説明をさせるのだとか、そういったことのほうがむしろ大事ではないかと思っています。

司会 続けてもう1問ございます。裁判員の守秘義務と体験談の告白による精神的なケアというのは、どのようにバランスをとるべきだと思いますか。守秘義務が課されているということと、裁判員が体験談等を告白することによって、精神的なバランスをとる、あるいは精神的なケアをされるということとは、どのようにバランスをとってやればいいのかという質問です。

南部 守秘義務の問題があるので、精神的なケアという点について言えば、やはり先ほど申し上げましたように、同じ経験をした、つまり合議体の中で行うことしかできないと思うんです。なので、カウンセリングなども裁判所が用意しているというのですが、当人は内容について語ってはいけなわけじゃないですか。そうすると、結局のところトラウ

マのケアはできないです。なので、集まった人たちの中で、何か月かたって裁判所のほうから連絡をとって、問題がありそうだなと思ったら、できるだけ参加者を募って、同じ評議に参加した人たちを集めて、意見を言い合うだとか、そうしたことがむしろ重要なのではないかなと思っています

司会 ありがとうございます。ほかにもたくさん質問を出していただいたのですけれども、すべての質問にお答えいただく時間がございませんので、申しわけございませんがご了承ください。以上をもちまして、大変長い講演会でしたけれども本日の講演会を終わりにしたいと思います。

国民の司法参加というのは裁判員になることだけではなくて、裁判員裁判がどのような制度なのか理解して考えるということも、司法参加でありますし、それはひいては裁判所で裁判が自分とは関係ないところで行われているというのではなくて、国民である自分が、実は犯罪者を裁いているのだという意識が持てることだろうと思います。そのための一歩になれば幸いです。拙い司会で大変失礼いたしました。

最後に、講演者の皆さんに、もう一度拍手をいただければ幸いです。(拍手)

どうもありがとうございます。最後にアンケートにご協力いただければ幸いです。気をつけてお帰りください。ありがとうございます。(了)

社会科学研究所
第31回 社会科学研究所公開講演会

2013年度

2014年3月31日 発行

明治大学社会科学研究所長
編集兼 山 田 道 郎
発行者

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

発行所 明治大学社会科学研究所

電話 03(3296)4135